

# 令和6年度（第1回）鳥取市介護保険等推進委員会

日時：令和7年1月24日（金）9：00～11：00

場所：鳥取市役所本庁舎 鳥取市役所本庁舎6階 6-7、6-8会議室

## 次 第

### 1. 開 会

### 2. 議 事

#### （1）鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画の進捗管理について

① 第8期計画における法定評価項目等の評価指標 …………… 資料1

② サービス見込量進捗状況について …………… 資料2

③ 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金  
の指標に係る進捗状況 …………… 資料3

（2）鳥取市認知症施策推進計画（案）について …………… 資料4

（3）地域包括支援センターの運営について …………… 資料5

（4）地域包括支援センター運営協議会の持ち方について …………… 資料6

（5）指定介護予防支援業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業所について  
…………… 資料7

### 3. その他

### 4. 閉 会

## 鳥取市介護保険等推進委員会 委員名簿

【任期：令和5年4月1日から令和8年3月31日】

※後任委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日

		推薦団体等	氏名	備考	部会
1	委員長	鳥取県老人福祉施設協議会	大橋 茂樹	会長	地域密着型サービス等部会
2	委員	鳥取県老人保健施設協会	田中 彰	副会長	地域密着型サービス等部会
3	委員	学識経験者（鳥取大学）	竹川 俊夫	教授	
4	副委員長	鳥取市社会福祉協議会	前田 由美子	事務局次長	
5	委員	鳥取市老人クラブ連合会	能見 恵子	副会長	
6	委員	鳥取県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会	竹本 匡吾	事務局長	地域密着型サービス等部会
7	委員	鳥取県介護支援専門員連絡協議会	多林 康子	理事	地域密着型サービス等部会
8	委員	鳥取県東部医師会	足立 誠司	理事	
9	委員	鳥取県東部歯科医師会	目黒 道生	会員	地域密着型サービス等部会
10	委員	鳥取県リハビリテーション専門職連絡協議会	安住 慎太郎	理事	
11	委員	鳥取県看護協会	植木 芳美	専務理事	
12	委員	鳥取県薬剤師会	清水 真弓	理事	
13	委員	認知症のひと家族の会鳥取県支部	本城 律恵	東部地区世話人	地域密着型サービス等部会
14	委員	城北地区社会福祉協議会	橋本 京子	城北地区福祉コーディネーター	地域密着型サービス等部会
15	委員	鳥取市社会福祉審議会老人福祉専門分科会	垣屋 稲二良	分科会長	
16	委員	鳥取市社会福祉審議会老人福祉専門分科会	山本 雅宏	副分科会長	
17	委員	鳥取市認知症本人大使「希望大使」	藤田 和子		
18	委員	公募委員	有本 喜美男		地域密着型サービス等部会
19	委員	公募委員	綱本 信治		

## 第 8 期計画における 法定評価項目等の評価指標 （自己評価シート） について



## 第8期計画における法定評価項目の評価指標

第8期計画では、基本理念と基本目標、施策目標を定め、その実現に向けて13の施策を策定

そのうち、介護保険法第117条で進捗管理が義務化された法定評価項目を含む施策

     … 自立支援、介護予防・重度化防止

     … 介護給付等費用適正化

### 【 基本理念 】

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり

### 【 基本目標 】

地域包括ケアシステムの深化・推進を図る

#### 【施策の目標1】 健康でいきいきとした生活の実現

施策① 健康づくり・介護予防の推進

施策② 社会参加の推進

#### 【施策の目標2】 超高齢社会に向けたまちづくりの推進

施策① 在宅医療・介護連携の推進

施策② 包括的な支援体制の構築

施策③ 認知症施策の推進 （※重点施策）

施策④ 生活支援サービスの充実 （※重点施策）

施策⑤ 高齢者福祉サービスの提供

施策⑥ 権利擁護施策の推進 （※重点施策）

施策⑦ 状況に応じた施設・住まいの確保

#### 【施策の目標3】 安定した暮らしの場の確保

施策① 介護サービスの充実

施策② 介護保険事業の適正な運営

施策③ 介護人材の確保・育成 （※重点施策）

施策④ 災害・感染症発生時のサービス継続体制



## 取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

     … 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

     … 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策 0101 健康づくり・介護予防の推進

### 現状と課題

- コロナ禍において地域での介護予防活動が縮小傾向にあり、地域に出る人と閉じこもり傾向の人との二極化がみられ、心身の機能が衰えた高齢者が増加していると考えられます。
- 閉じこもり状態の人の実態を把握することは非常に困難であり、早期介入で生活機能回復が可能な人や、すでに介護が必要な人が支援を求めていることができていない可能性があります。
- 現在ある地域高齢者の集いの場も縮小傾向にあり、維持・活性化するための取組が必要です。
- 介護予防の必要性について市民の理解・浸透が十分に図られているとは言えず、フレイルの考えや社会参加、運動、食事、口腔、健診受診等を通じた自身の健康状態の把握など、総合的な啓発を進める必要があります。
- 生活機能が低下した人が早期・短期的に回復に向けて取り組むための短期集中予防サービスは一定の効果を上げていますが、利用者が伸び悩んでいます。また、増加する要支援者に対応するためにも、専門職の知見を活用したより効率的なアセスメントの実施と効果的なケアマネジメントの実践が求められています。
- 健康の大切さを理解し、健診を受けて、健康な状態の維持・向上に取り組む人を増やす必要があります。
- 特定健診の結果が基準値以上の人が、必要な治療を受けたり、生活習慣の改善に取り組むことが求められています。
- がんの罹患率及び死亡率が依然として高いため、がん検診を受診することにより、早期発見・早期治療につなげ、身体機能を維持させる必要があります。
- 生活習慣病などの疾患の理解や予防に関する正しい知識を持ち、健康的な生活習慣を身に着けた人を増やす必要があります。

### 第8期における具体的な取組

#### 1. 健康寿命の延伸

健康寿命の延伸に向けて、疾病の発症・重症化予防と生活機能の低下防止・改善の両面を一体的に取り組めます。特に、介護認定を受ける方が増える後期高齢者を中心に鳥取市が把握できていない健診未受診者の実態把握を進めるとともに、健診受診結果から把握された栄養、運動機能などのハイリスク者へのアウトリーチに取り組めます。

また、地域における介護予防の推進と連動し、地域支え合い推進員とともに地域の高齢者が集まる場面での普及啓発とフレイル状態把握に取り組み、発見されたハイリスク者への支援を行いながら、地域活動の実態把握、活性化、さらには課題発見及び解決に向けた取組に繋がられるよう関係機関との連携を深めます。

#### 2. 生活習慣病の発症と重症化の予防

健康的な食習慣の普及、運動習慣の定着、こころの健康づくり、禁煙の推進と適正飲酒、歯と口の健康維持、がんの早期発見・早期治療、特定健診の受診と保健指導の充実、

予防接種に取り組みます。

### 3. 地域における介護予防の推進

「しゃんしゃん体操」や認知症予防の「しゃんしゃんコグニサイズ」の普及、健診受診の啓発、ウォーキングなど健康づくり・介護予防活動の普及、健康的な食習慣の推進、地域の地区組織と協働で健康づくり・介護予防の効果的な取り組みについて検討します。

### 4. 介護予防・生活支援サービスの推進

短期集中予防サービスの拡大に努めるとともに、多様な介護予防・生活支援サービスの創設及び多様な介護予防ケアマネジメントの実施に向けた検討を進めます。

### 5. 地域リハビリテーションの推進

リハビリ専門職によるアセスメント等への支援、介護サービス事業所のサービス提供の質の向上などの支援に取り組みます。

## 目標（事業内容、指標等）

### ○健康寿命（65歳以上の平均自立期間）

	（現状値）	（R03）	（R04）	（R05）
〔目標〕 女性	20.76年	20.86年	20.91年	20.96年
男性	17.55年	17.71年	17.79年	17.87年

指標の説明：当該年度の日常生活動作が自立している（要介護度2未満）の期間

### ○胃・肺・大腸がん、子宮・乳がん検診受診率（平均値）

	（現状値）	（R03）	（R04）	（R05）
〔目標〕	45.6%	50%	50%	50%

指標の説明：国のがん対策基本計画で示された受診率算定基準（69歳以下）

### ○地域リハビリテーション活動支援事業実施数

	（現状値）	（R03）	（R04）	（R05）
〔目標〕	155件	160件	160件	166件

指標の説明：リハビリテーション専門職が要支援（要介護）者に関与した件数

## 目標の評価方法

- 時点
  - 中間見直しあり
  - 実績評価のみ
- 評価の方法
  - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
  - その他の項目は自己評価を行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

## 取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和5年度
----	-------

### (実績評価)

実施内容	
<b>1. 健康寿命の延伸</b>	
①	保健事業と介護予防の一体的実施事業 介入圏域数 13圏域（北中、南中、東中、桜ヶ丘中、国府中、高草中、江山学園 湖南学園、湖東中、河原中、旧用瀬中、旧佐治中、青谷中圏域 /全市18圏域）
②	①の事業における後期高齢者への個別支援と通いの場等への集団支援の実施 （個別支援） <ul style="list-style-type: none"><li>・低栄養＋口腔フレイル予防事業 15名に、歯科衛生士と管理栄養士の2名体制で各2回（初回・評価）の訪問支援を実施。栄養面の指導に加えて、かかりつけ医がない、義歯が合わない、その他口腔面に課題がある方が多く、歯科受診や歯科健診受診を勧奨した。</li><li>・身体的フレイル予防事業 27名に、看護師とリハビリテーション専門職の2名体制で各2回（初回・評価）訪問支援を実施。優先的な介入対象者をBMI18.5未満またはBMI30以上として実施し、活動量の評価や環境支援を含む具体的な支援を行った。</li><li>・糖尿病性腎症重症化予防事業 国保糖尿病性腎症重症化予防プログラムフォローアップ事業との連携により、集団教育と個別支援を実施。集団教育不参加者にも、質問票等を送付し、現状把握・電話による支援を実施した。</li><li>・健康状態不明瞭者対策事業 医療・介護・健診のいずれの情報のない方のうち、令和4年度に実施した介護予防アンケート回答者で、後期高齢者の質問票の該当数が多い方またはアンケート未回答者に訪問。自立した生活を送れている方もあるが、相談先がわからない、要医療の状態にある方もあり、支援の重要性を改めて認識した。</li></ul> （集団支援） <ul style="list-style-type: none"><li>・33カ所の高齢者サロン等で延738名に対し継続的に介入し、約3割がフレイル傾向にある実態を把握し、健康教育を実施した。また、地区組織や包括支援センター、社協に加えて介護事業所や職能団体、医療看護専門学校との関係構築に寄与したほか、新たな参加者の呼びかけや通いの場等の立ち上げ、地域住民の主體的な取り組みに繋がった。</li></ul>
<b>2. 生活習慣病の発症と重症化の予防</b>	
①	国保特定健康診査 受診率:35.7%
②	国保特定保健指導 実施率:30.0%
<b>3. 地域における介護予防の推進</b>	
①	介護予防出前講座の開催 [ 開催回数：92回 ]
②	しゃんしゃん体操の普及啓発 [ 実施回数：1,341回 ]

地域の身近な公民館や集会所等で定期的な開催や、イベント時(地区医療講演会等)等の機会に、しゃんしゃん体操普及員が指導者となって、しゃんしゃん体操を実施しています。運動器に加えて、口腔機能、認知症予防等7種類あり、楽しみながら実施できています。

- ③ 介護予防運動教室「おたっしゃ教室」の開催 [ 実参加者：466人 ]

#### 4. 介護予防・生活支援サービスの推進

- ① 短期集中予防サービス  
 延べ利用者数：34名（令和5年度中に利用決定した人数）  
 サービス終了：32名（入院等で利用を中断した人を除いた人数）  
 令和6年9月時点で約70%（22人/32人中）がサービス利用なし
- ② 通所型基準緩和サービス  
 延べ利用者数：71人
- ③ 介護予防ケアマネジメント  
 延べ件数：7,165件

#### 5. 地域リハビリテーションの推進

※リハビリテーションをはじめとする医療専門職を派遣、参加した件数

- ① アセスメント支援 83件  
 ② 短期集中予防サービス修了後モニタリング 50件  
 ③ ケース会議参加  
 地域ケア会議 51件、短期集中予防サービス終了前会議 24件  
 ④ その他（専門職に対する研修など） 15件

#### 自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

##### ○健康寿命（65歳以上の平均自立期間）

評価年度	（現状値）	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	女性 20.76年	女性 20.86年	女性 20.91年	女性 20.96年
	男性 17.55年	男性 17.71年	男性 17.79年	男性 17.87年
[実績]	—	女性 21.03年	女性 21.74年	女性 21.33年
	—	男性 17.57年	男性 18.06年	男性 18.10年

※健康寿命は、算出に使用する統計データの公表の都合のため、各評価年度の2年前の数値が最新数値となります。

##### ○胃・肺・大腸がん、子宮・乳がん検診受診率（平均値）

	（現状値）	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	45.6%	50%	50%	50%
[実績]	—	40.8%	47.9%	45.8%

##### ○地域リハビリテーション活動支援事業実施数

	（現状値）	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	155件	160件	165件	166件
[実績]	—	282件	231件	223件

## 課題と今後の取組

### 1. 健康寿命の延伸

- ① 保健事業と介護予防の一体的実施事業
  - 地域の各関係機関と連携して、全市での実施を目指します。
- ② ①の事業における後期高齢者への個別支援と通いの場等への集団支援の実施（個別支援）
  - 低栄養・口腔フレイル予防事業
  - 身体的フレイル予防事業
    - フレイルが疑われる方へ優先的に介入します。また低栄養・口腔フレイル予防事業では、歯科衛生士の訪問体制を整えます。
  - 糖尿病性腎症重症化予防事業
    - 高齢者の糖尿病管理はフレイル予防も加味した保健指導が必要となります。より詳しい知識も必要となることから、糖尿病専門医の協力を得ながら教育の機会を検討します。また、より多くの対象者が事業に参加できるよう、実施方法を検討します。
  - 健康状態不明瞭者対策事業
    - 医療・介護・健診のいずれの情報もない人から対象を抽出し、郵送や訪問支援などを実施し生活状況の把握を行い、必要な保健指導を実施します。
    - （集団支援）
  - 介護予防アンケートや地域の健康情報などをもとに、高齢者サロン等に介入し、フレイル予防の健康教育を実施し継続的な活動となるようすすめていきます。
  - 全圏域での実施に向けて実施体制の整備や各職能団体や事業所との連携体制の構築を模索します。

### 2. 生活習慣病の発症と重症化の予防

- ① 国保特定健康診査
  - 健診を受ける必要性を周知するとともに、医療機関を始め各関係機関と連携した受診啓発を行います。また、休日健診や身近な地域での集団健診等受けやすい環境を整備し、健診を受けることで生活習慣病の発症や重症化の予防につながるよう引き続き取り組んでいきます。
- ② 国保特定保健指導
  - 実施率の向上に向けて、対象者の様々なニーズや状況に合った方法で取り組んでいきます。また、保健指導を希望されない方にも生活習慣の改善や健康管理に有効な健康づくりに関する情報提供を行い、健康意識を高めることができるよう取り組みます。

### 3. 地域における介護予防の推進

- ① しゃんしゃん体操の普及
  - 地域の身近な場所でフレイル・介護予防に取り組むことができるよう、しゃんしゃん体操の普及を推進します。
- ② 健康出前講座の実施
  - 健康出前講座の際には、健康づくりの大切さとともに定期的な健診受診と早期発見の大切さを伝えます。



### ③ 地域活動の推進

- 地域の身近な場所で気軽に健康づくり活動に参加できるよう、地域の組織や団体との連携を強化し更なる取組を進めます。
- 地区住民であればだれでも利用できる身近な集いの場である「ふれあいデイサービス」の更なる活用・発展を図ります。

### 4. 介護予防・生活支援サービスの推進

- 短期集中予防サービスを利用しやすい仕組み作りを進め、継続して事業評価を行います。
- 引き続き、多様な介護予防・生活支援サービスの創設や介護予防ケアマネジメントの実施について検討を進めます。

### 5. 地域リハビリテーションの推進

- 鳥取市全域の介護支援専門員のケアマネジメント能力の向上を地域の高齢者の介護予防および重度化防止の重要課題として捉え、令和5年度も地域包括支援センターの職員や介護事業者の専門職に対する医療専門職による助言・指導を中心に取り組みました。
- 短期集中予防サービスの利用に伴う包括支援センター職員によるアセスメント訪問やサービス終了後のモニタリング訪問の同行により、介護支援専門員に対するアセスメント支援が充実してきました。
- 引き続き市の理学療法士1名による直営の事業展開に加え、委託型のリハビリ専門職や管理栄養士、歯科衛生士等の派遣事業を実施していきます。今後、協力いただける専門職を人員、職種ともに増やしていくことと、事業の利用手続きや調整事務の合理化を図ることにより、事業を拡充していきます。

## 取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策 | 0102 社会参加の推進

### 現状と課題

- 要支援者等の状態に応じ、適切かつ効果的な支援を行うことで、自立支援・重度化防止の効果を高めることが求められています。
- 地域の中で継続的に介護予防活動を行うための環境整備の必要があります。
- 加齢に伴い虚弱になっても、継続して参加できる活動を広げる必要があります。
- 高齢者自身の力を活かし、担い手となることで自分自身の生きがいや介護予防にもつなげる必要があります。
- 閉じこもりなど活動に参加しない高齢者を把握し、何らかの活動につなげる必要があります。
- 介護予防の必要性について、市民の理解・浸透を図る必要があります。
- 就業や社会参加の意欲を持つ高齢者が、これまでの能力や経験を生かして、地域に貢献する生きがいづくりが求められています。
- 社会参加や学習意欲の高い高齢者が、元気に活動・交流できる機会の提供が必要です。
- 高齢者の活躍の場を創出するためには、就労のほか、ボランティア活動や子育て支援、介護分野などの幅広い分野に活動領域を拡大する必要があります。

### 第8期における具体的な取組

#### 1. 地域の通いの場の充実と参加支援

「ふれあい・いきいきサロン」の開催・開設支援、ボランティア活動の推進、老人クラブの育成支援、地域での趣味や教養活動の推進、生涯学習の推進、公共交通機関利用助成、高齢者介護予防支援バス・ボランティアバスの運行、敬老祝賀事業を実施し、高齢者の社会参加や生きがい活動を支援します。

#### 2. 高齢者施設の運営

老人福祉センターの運営又は支援、老人憩いの家の管理、高齢者創作交流館の運営、佐治町屋内多目的広場の運営を行い、健康増進や教養の向上、レクリエーションの場等を提供します。

#### 3. 高齢者の就労支援

（公社）シルバー人材センターの運営支援を行い、元気に就労する高齢者の増加に取り組めます。

### 目標（事業内容、指標等）

#### ○通いの場への参加者数

	（現状値）	（R03）	（R04）	（R05）
[目標]	8,451 人	9,000 人	9,500 人	10,000 人
参加率	15.5%	16.2%	16.9%	17.6%

指標の説明：高齢者人口に対する通いの場への参加する人の数

○健康寿命（65歳以上の平均自立期間）

（現状値）                      (R03)                      (R04)                      (R05)

〔目標〕 女性 20.76年   女性 20.86年   女性 20.91年   女性 20.96年

          男性 17.55年   男性 17.71年   男性 17.79年   男性 17.87年

指標の説明：当該年度の日常生活動作が自立している（要介護度2未満）の期間

#### 目標の評価方法

- 時点
  - 中間見直しあり
  - 実績評価のみ
- 評価の方法
  - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
  - その他の項目は自己評価を行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。



## 取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和5年度
----	-------

### (実績評価)

実施内容						
<b>1. 社会参加や生きがい活動への支援</b>						
①地域の通いの場の充実と参加促進						
ふれあい・いきいきサロンの開催・充実支援						
[サロン開催箇所数] 379 箇所						
[サロン開催回数] 延べ9,311 回						
② ボランティア活動の推進						
介護支援ボランティア活動に対して換金できる評価ポイントを付与することで、ボランティア活動の充実と活動的な高齢者の増加を図り、介護予防の取り組みを推進しました。						
区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
ボランティア登録者	人	150	147	144	141	
新規登録	人	16	3	2	10	
登録廃止	人	15	6	5	8	
評価ポイント交付金	千円	163	12	10	8	
③ 老人クラブの育成支援						
老人クラブ活動を支援し、高齢者の社会参加や仲間づくりに取り組みました。						
区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
単位老人クラブ						
組織数	クラブ	236	222	215	211	
会員	人	11,513	10,595	10,067	9,645	
④ 地域での趣味や教養活動の推進						
グラウンド・ゴルフ、囲碁や将棋、陶芸など、高齢者の趣味や教養に資する教室等を開催し、高齢者の社会参加や仲間づくりに取り組みました。						
⑤ 生涯学習機会の充実						
生涯学習講座「尚徳大学」を開催し、高齢者に学習機会を提供し、併せて高齢者の社会参加や仲間づくりに取り組みました。						
区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
尚徳大学						
実受講者	人	520	387	266	274	
延べ受講者	人	701	1,851	1,499	1,482	

⑥ 地域福祉基金事業

基金の運用益を活用し、地域福祉活動の充実に資する事業に取り組みました。令和元年度より「ふれあい型食事サービス」「となり組福祉員」「愛の訪問協力員」事業については鳥取市社会福祉協議会の自主事業となっています。

区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ふれあい型食事サービス					
実施地区	地区	35	33	33	33
配食回数	回	577	627	649	683
延べ対象者	人	20,212	21,396	21,226	22,969
となり組福祉員	人	1,796	1,507	1,768	1,756
愛の訪問協力員	人	1,066	958	891	800
地域・福祉活動コーディネーター	地区	7	6	6	5

⑦ 公共交通機関利用助成

高齢者団体等が教養講座や研修等に参加するため貸切バス又は借上げバスを利用した際に、基本運賃の一部を助成することで、社会参加や仲間づくりに取り組みました。令和4年度以降は助成数が回復してきましたが、令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく利用が減少しています。

区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
公共交通機関利用助成	件	22	38	64	121

⑧ 高齢者介護予防支援バス・ボランティアバスの運行

高齢者介護予防支援バスを運行し、高齢者の社会参加の促進に取り組んだ。また、ボランティアバスを運行し、市民の社会奉仕活動の促進に取り組みました。令和4年度以降は利用数が回復してきましたが、令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく利用が減少しています。

区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
高齢者介護予防支援バス	件	222	283	338	429
ボランティアバス	件	16	18	17	17

⑨ 敬老祝賀事業

各地区で開催される敬老会等の敬老祝賀事業に対して助成した。また、100歳以上の長寿者に対して、記念品等を贈呈し、長寿をお祝いしました。

区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
100歳以上祝賀者	人	225	254	277	269
助成地区	地区	41	41	41	41

2. 高齢者施設の運営

- ① 老人福祉センター（市設置：佐治・鹿野、社協設置：国府・福部・気高・青谷）及び高齢者福祉センター（1施設）の運営
- ② 老人憩の家の運営（19館）

③ 高齢者創作交流館の運営（用瀬ふれあいの家・佐治町山王ふれあい会館）

④ 佐治町屋内多目的広場の運営

### 3. 高齢者の就労支援

① シルバー人材センターの会員登録の推進

シルバー人材センターの運営及び高齢者活用・地域雇用サポート事業（高齢者派遣事業）に対して助成した。

#### 自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

○ 通いの場への参加者数

	（現状値）	（R03）	（R04）	（R05）
[目標] 人数	8,451 人	9,000 人	9,500 人	10,000 人
参加率	15.5%	16.2%	16.9%	17.6%
[実績] 人数	—	7,606 人	8,096 人	7,731 人
参加率	—	13.7%	14.6%	13.8%

【再掲】 ○ 健康寿命（65 歳以上の平均自立期間）

	（現状値）	（R03）	（R04）	（R05）
[目標] 女性	20.76 年	女性 20.86 年	女性 20.91 年	女性 20.96 年
男性	17.55 年	男性 17.71 年	男性 17.79 年	男性 17.87 年
[実績]	—	女性 21.03 年	女性 21.74 年	女性 21.33 年
	—	男性 17.57 年	男性 18.06 年	男性 18.10 年

#### 課題と今後の取組

### 1. 社会参加や生きがい活動への支援

#### ① 地域の通いの場の充実と参加促進

ふれあい・いきいきサロンの開催・充実支援

- サロンへの支援は、市社協が地区社協を通じて行っており、実際にどのような内容で開催されているのか、実態把握（内容、場所、回数等）に課題がありました。加えて、サロンの世話役の担い手不足により活動内容や実施回数に苦慮することがあります。
- 今後も、個々のサロンの実態把握を進め、効果的な充実支援を行うための基礎情報を整理します。
- サロンの空白地域で、地域の福祉関係者に新たにサロン活動に取り組んでもらう働きかけや、既存サロンの実施内容充実に向けた助言、開催回数を増大させる働きかけを行い、ふれあい・いきいきサロンの充実を図っていきます。

#### ② ボランティア活動の推進

- 介護支援ボランティアの登録者数は、事業を開始した H24 年度から 4 年程度は順調に増加していましたが、H27 年度以降は増加が鈍化しています。
- これは、事業開始当初は、従前から介護施設等でボランティア活動をされていた方

が、本事業に登録されたため高い増加となっていたものが、それが一巡したため増加が鈍化したものと思われます。また、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、微減となっています。今後、ボランティア活動を推進していくため、ポイントを付与できる箇所を拡大する検討も必要と考えます。

### ③ 老人クラブの育成支援

- 単位老人クラブの減少が続いており、加入促進のための啓発や魅力ある活動とするための取り組みを進める必要があります。
- 老人クラブ連合会のご意見を伺いながら、老人クラブの活性化に取り組んでいきます。

### ④ 地域での趣味や教養活動の推進

- 趣味の教室の参加者数が減少しているものの、継続的な活動による高齢者の社会参加や仲間づくりの推進に大きな役割を果たしていると考えられます。
- 参加者の確保につながるよう広報を継続しながら、趣味や教養に資する教室等を開催し、高齢者の社会参加や仲間づくり、生きがいづくり等を推進します。

### ⑤ 生涯学習機会の充実

今後も引き続き、高齢者の学習機会、社会参加、仲間づくりの場を提供していきます。

### ⑥ 地域福祉基金事業

- 地域・福祉活動コーディネーターは、地区社協が地域住民の中から選出して設置し、自分の暮らす地域の福祉の充実に取り組むボランティアです。市社会福祉協議会と連携して、コーディネーターの設置地区の増加と活動内容の充実に取り組めます。

### ⑦ 公共交通機関利用助成

### ⑧ 高齢者介護予防支援バス・ボランティアバスの運行

- 利用助成制度とバス事業を、適切に運用し、高齢者の社会参加、生きがいづくりを進める必要があります。

### ⑨ 敬老祝賀事業

- 75歳以上高齢者が年々増加しています。各地区で行われる敬老祝賀事業等を今後どのような事業としていくのか検討が必要です。

## 2. 高齢者施設の運営

- 全体として施設が老朽化しており、修繕も多くなっています。
- 高齢者の安全・安心な施設利用を確保し、社会参加や生きがい活動に取り組んでいただけるよう、適切な維持管理に努めていきます。

## 3. 高齢者の就労支援

- 定年引上げや継続雇用制度の導入、ハローワーク鳥取管内の有効求人倍率が高い状況が続く等により、会員の確保が課題となっています。
- 今後も、ハローワーク鳥取でもシルバー人材センターの情報提供を行うなど、様々な取組により会員の獲得を図っていきます。

## 取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

 … 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

 … 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0201 在宅医療・介護連携の推進
----	-------------------

### 現状と課題

- 高齢者は加齢に伴い、慢性疾患による受療が多い、複数の疾病にかかりやすい、要介護の発生率が高い、認知症の発生率が高い等の特徴を有しています。
- 医療と介護の両方を必要とする高齢者が今後増加することが見込まれています。
- 病院と診療所、介護事業者が、在宅療養を必要とする高齢者を中心に連携を強化することが必要です。
- 人生の最終段階における医療や介護について、あらかじめ話し合い、また繰り返し話し合うことの必要性を市民に啓発していくことが必要です。

### 第8期における具体的な取組

#### 1. 関係機関との連携の推進と課題の検討支援

医療・介護・福祉・行政機関が参画する「東部地区在宅医療介護連携推進協議会」、鳥取県東部医師会と東部地域1市4町で協働設置した「東部医師会在宅医療介護連携推進室」を中心に、在宅医療・介護連携を推進します。

#### 2. 医療・介護関係者への支援

在宅医療・介護連携に関する相談窓口の運営、医療・介護関係者が参加する多職種研修会の企画・開催をします。

コロナ禍により集合研修の開催が難しいため、オンライン形式やYouTube配信による研修を開催します。

#### 3. 住民啓発の推進

ACP（アドバンス・ケア・プランニング：人生会議）についての市民への情報提供、寸劇動画を活用した住民啓発学習会を開催します。

#### 4. 在宅医療・介護の提供体制の構築推進

課題の抽出・対応策の検討、多職種研修による人材育成、情報共有のあり方、共通した情報ツール、情報の伝達方法など、各機関・各職種間の情報連携体制の構築に取り組みます。

### 目標（事業内容、指標等）

○医療・介護事業者へのアンケートによる連携達成度指数の平均値

（現状値） (R03) (R04) (R05)

[目標] ポイント 3.0 3.1 3.2 3.3

指標の説明：アンケート結果が全て「連携が概ね図れている」以上となった場合の平均値

## 目標の評価方法

- 時点
  - 中間見直しあり
  - 実績評価のみ
- 評価の方法
  - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
  - その他の項目は自己評価を行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

## 取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和5年度
----	-------

### (実績評価)

実施内容
<p><b>1. 関係機関との連携の推進と課題の検討支援</b></p> <p>医療・介護・福祉・行政機関が参画する「東部地区在宅医療介護連携推進協議会」、鳥取県東部医師会と県東部圏域の1市4町で協働設置した「東部医師会在宅医療介護連携推進室」を中心に、在宅医療・介護連携推進事業を実施しています。また、一部の事業は、香美町、新温泉町とも連携し、連携中枢都市圏の取り組みとして実施しています。</p> <p><b>2. 医療・介護関係者への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談窓口の運営 東部医師会在宅医療介護連携推進室で相談受付（令和5年度実績：4件）</li> <li>○医療・介護関係者が参加する多職種研修会の企画・開催（ハイブリット形式） <ul style="list-style-type: none"> <li>・初学者向け多職種“絆”研修      3回開催    参加者延べ215名</li> <li>・多職種連携在宅事例検討会      4回開催    参加者延べ259名</li> </ul> </li> <li>○医療介護関係者に対するオンライン研修参加技能習得の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・“ZOOMのいろは”オンライン操作研修 初級者編：6回開催    ステップアップ編：6回開催    参加者延べ63名</li> </ul> </li> <li>○認知症本人視点での研修動画のユーチューブ配信</li> <li>○その他ユーチューブ配信研修動画「地域共生社会を目指して」「12分でわかるACP」、「わたしたちの地域包括ケアシステム」等の配信</li> </ul> <p><b>3. 住民啓発の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の住民啓発学習会 19回開催    参加者延べ 424名（県東部圏域実績）</li> <li>○ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の医療・介護関係者向け周知研修 8回開催    参加者延べ 205名（県東部圏域実績）</li> </ul> <p><b>4. 在宅医療・介護の提供体制の構築推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「入院・退院時におけるケアマネジャーと医療機関 連携・情報共有の手引き」の運用</li> <li>○医療系サービス利用確認のための様式（県東部圏域統一様式）の運用</li> </ul>
自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）
○医療・介護事業者へのアンケートによる連携達成度指数の平均値



	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標] ポイント	3.0	3.1	3.2	3.3
[実績] ポイント	—	3.1	3.1	3.0

## 課題と今後の取組

### 1. 関係機関との連携の推進と課題の検討支援

医療機関と介護事業所の連携を進めるとともに、認知症や生活支援体制整備、介護予防・日常生活支援総合事業の各事業の実施機関と相互に連携して取り組むことが重要であり課題と考えています。

引き続き、鳥取県東部医師会と県東部圏域の1市4町で連携して事業継続していきます。生活圈・医療圏が共通する香美町、新温泉町とも連携を深めていきます。

また、本市西側の鳥取県中部地域との連携の必要性についても検討が必要です。

### 2. 医療・介護関係者への支援

東部医師会在宅医療介護連携推進室にて、関係者の相談窓口運営を継続します。

多職種研修会は、テーマによって参加する職種の偏りや参加者数に影響が出てしまうこと、新規の参加者を増やしていくことが課題です。

今後は利便性を考慮し、コロナの感染状況に関係なく、研修参加の手段としてオンラインの活用を検討します。

また、増加が予想されている認知症や看取りについての知識向上のため、ユーチューブ配信の活用も検討した研修の実施が必要です。

### 3. 住民啓発の推進

高齢者の子ども世代等幅広い年齢層への啓発が不足しているのが課題です。啓発にあたっては、地域保健等他部門との連携など効果的な啓発を促進する必要があります。

今後も、ACP ノート、寸劇DVD、地域包括ケアパンフレットを活用し、住民啓発学習会を継続開催します。

医療・介護関係者に対しては、医療・介護現場におけるACPの具体的な実践に向けた研修を実施し、入院や施設入所されている人またはその家族に対しACPを進める上で理解を深めていく必要があります。

### 4. 在宅医療・介護の提供体制の構築推進

医療・介護とも報酬算定要件として様々な情報収集、様式が散在しており、それぞれの職種・機関が必要とする情報の共有が難しい現状があります。

可能な限り情報の共有を簡素化、システム化し、関係者間の連携をスムーズにしていく必要があります。入退院時、在宅療養時、急変時、看取りの時期のそれぞれの場面に応じた課題の整理、検討を継続して進めていきます。



## 取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0202 包括的な支援体制の構築
----	------------------

### 現状と課題

- 高齢者福祉に関する相談が増大し、内容も複雑化・困難化してきています。
- 医療や介護等の専門職が連携した長期・継続的なケアマネジメントの後方支援、介護支援専門員への個別指導や相談対応、支援困難ケースへの指導・助言の取組みを強化する必要があります。
- 地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の最前線で高齢者支援に取り組む地域包括支援センターの機能を強化する必要があります。
- 高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止を推進するため、自立支援型ケアマネジメントの普及展開を図る必要があります。

### 第8期における具体的な取組

#### 1. 包括的支援事業の推進

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等がそれぞれの専門性を活かして、連携しながら一つのチームとして総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援に取り組めます。

#### 2. 地域包括支援センターの体制の強化及び地域包括ケアシステムの推進

地域包括支援センターの職員体制の充実・強化、地域包括支援センターの質の向上、地域共生社会の実現に向けた地域包括支援センター機能の検討、地域福祉相談センターとの連携強化に取り組めます。

#### 3. 地域ケア会議の推進

地域の医療や介護、福祉等の専門職で構成する『自立支援型「地域ケア会議」』を開催し、介護支援専門員のケアマネジメント力の向上と、高齢者の自立支援の充実に取り組めます。

### 目標（事業内容、指標等）

#### ○地域ケア会議の検討ケース数

	（現状値）	（R03）	（R04）	（R05）
[目標] ケース数	52	120	180	240
指標の説明：担当エリアを持つ地域包括支援センターで実施する地域ケア会議の検討ケース数				

#### ○地域ケア会議による地域課題の集約

	（現状値）	（R03）	（R04）	（R05）
[目標] 件数	—	0	5	10

指標の説明：多職種連携による地域ケア会議を通じて「地域課題の解決」や「政策提言」が行われた数

○1 包括当たりの高齢者人口

(現状値) (R03) (R04) (R05)

[目標] 人/包括 8,000 6,000 6,000 6,000

指標の説明：年度末の地域包括支援センター数に対する高齢者人口の平均

#### 目標の評価方法

- 時点
  - 中間見直しあり
  - 実績評価のみ
- 評価の方法
  - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
  - その他の項目は自己評価を行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

## 取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和5年度
----	-------

### (実績評価)

#### 実施内容

#### 1. 包括的支援事業の推進

- 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等がそれぞれの専門性を活かして、連携しながら一つのチームとして総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントに取り組みました。

#### 2. 地域包括支援センターの体制の強化及び地域包括ケアシステムの推進

- 地域包括支援センターの機能強化を図り、より地域に密着したセンターとするため、日常生活圏域を担当する地域密着型地域包括支援センター10カ所を法人へ運営委託し、担当圏域を持たない基幹型包括支援センター1カ所の計11カ所の地域包括支援センターを設置し、体制の強化・充実を図りました。
- 高齢者等の様々な生活課題に関する相談が複雑化・多様化する中で、地域共生社会の実現に向けて身近な地域で気軽に相談できる環境づくりに努め、多職種との連携を推進していきました。

#### 3. 地域ケア会議の推進

- 全ての地域包括支援センターで計画的に地域ケア会議の開催に取り組むことができました。定期的な開催とは別に早急な対応が必要なケースに対しては随時開催するなど柔軟な対応をしているセンターもあります。

#### 自己評価結果 (※評価指標を定めていない項目は記載しない。)

##### ○地域ケア会議の検討ケース数

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標] ケース数	52	120	180	240
[実績]	—	78	89	115

##### ○地域ケア会議による地域課題の集約

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標] 件数	—	1	5	10
[実績]	—	0	0	0

##### ○1包括当たりの高齢者人口

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標] 人/包括	8,000	6,000	6,000	6,000
[実績]	—	5,546	5,551	5,584 注1)

注1) 担当圏域を持たない中央包括支援センターを除く。

### 1. 包括的支援事業の推進

- 地域密着型地域包括支援センターを日常生活圏域ごとに設置し、高齢者福祉の総合相談窓口として身近な相談先となっており、相談・訪問件数は増加している。その中には、複合的な課題や制度の狭間にある人等支援困難な事例が多くなっています。
- 重層的支援体制整備事業の取り組みを活用しながら、多職種多機関と連携して地域課題を明らかにし、地域住民とともに地域づくりに向けた支援を推進します。
- 今後、高齢者人口の増加が見込まれる中、介護予防や重症化予防の意識啓発の充実とともに、高齢者等の自立支援に向けた体制構築を検討します。

### 2. 地域包括支援センターの体制の強化及び地域包括ケアシステムの推進

- 鳥取市中央包括支援センターは、基幹型包括として委託包括支援センターの指導・管理・評価・人材育成などの総合調整や後方支援等を行い、地域密着型包括支援センターの連携を強化することで体制の強化及び地域包括ケアシステムの推進を図ります。
- 地域包括支援センターの業務負担の増加が見込まれることから、他機関協働を進める中で地域包括支援センターの役割を明確にし、効果的・効率的に取り組み、地域共生社会の実現に向けた職員等の資質向上に取り組みます。
- 地域包括ケアシステム構築に向けて住民とともに多職種連携を進めながら地域包括支援センターの機能強化を図ります。

### 3. 地域ケア会議の推進

- 10 か所すべての地域包括支援センターが主体的に地域ケア会議を開催することができています。しかし提出事例の調整や事前打合せ、助言者への出席依頼、当日の会議運営など、事務局となる包括支援センターの事務負担作業が少なくなく、現状以上の大幅な開催回数の増加は難しい見込みです。
- 地域課題の抽出に関しては、地域ケア会議の検討結果のみに偏ることなく、これ以外の地域の関係者や他部署間による多様な会議や協議体の結果を持ち寄りながら整理して集約していく必要があると考えます。
- 地域課題を検討する地域ケア会議としての検討には至っていませんが、地域ケア会議を開催することで利用者の状況把握、より介護予防や重度化防止に資する支援方法の検討に繋がっており、個別ケースの課題解決や参加者のケアマネジメント能力の向上、地域の顔の見えるネットワーク構築に関しては多くの関係者が実感しています。
- 引き続き、地域ケア会議の運営方法の合理化を検討しながら、1つ1つのケースの個別課題を丁寧に改善していくことで、より多くの地域の専門職が地域ケア会議の効果を実感できるように努めます。

## 取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

 … 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

 … 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0203 認知症施策の推進
----	---------------

### 現状と課題

- 高齢者人口の増加に伴って認知症の人の数も増える中で、認知症に起因する地域でのトラブルや、認知症により行方不明となり警察に保護される高齢者等も増加しています。
- 認知症への理解を深め、認知症の人の日常生活における地域での見守り体制の構築と、警察との情報交換・連携強化が必要となります。
- 認知症の見守りを行う協力店の登録事業を行っていますが、拡大に課題があります。また、意欲のある認知症サポーターを具体的な活動につながる取り組みを検討する必要があります。
- 認知症の人の家族や介護者の負担感の軽減も重要な問題で、居場所づくりや介護者支援の充実が求められています。
- 認知症の診断を受けていない、あるいは診断を受けないまま認知症が進行してから地域包括支援センターへの相談に繋がるケースが多くあります。
- 認知症の早期診断・早期対応に向けた体制整備が必要となっていますが、本人の認知症に対する偏見から敬遠する場合や関係機関との日々の業務連携に課題があります。医療と介護の連携強化が必要です。
- 認知症の人への支援を考えるにあたっては、当事者の思いを把握することが不可欠です。今後も継続して当事者の思いの把握に努め、既存の事業の見直しも含め、本市の施策に反映させていく必要があります。

### 第8期における具体的な取組

#### 1. 認知症の本人とともに築く支え合う地域づくり

認知症の啓発活動、認知症サポーター養成講座の開催とサポーターの活動支援、認知症高齢者等安心見守り登録事業の普及、認知症高齢者等位置検索システムの利用支援、認知症高齢者等ご近所見守り応援団協力店登録事業の普及、認知症本人ミーティングの活動支援に取り組みます。

#### 2. 介護者支援の充実

認知症カフェの支援、認知症介護家族によるピアサポートの支援、家族相談員の設置、認知症高齢者等やすらぎ支援派遣事業の実施に取り組みます。

#### 3. 早期診断・早期対応による生活支援の充実

認知症初期集中支援チームの活動、認知症ケアパスの普及、認知症地域支援推進員の設置、おれんじドアとっとりの開催、認知症本人相談員の設置、若年性認知症の人

への支援、在宅医療・介護連携の推進での取組との連携強化に取り組みます。

目標（事業内容、指標等）

○認知症の人の大声や暴力、歩き回るなどの行為は必要が満たされない時に起こると思うものの割合

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	45.6%	—	—	増加

○認知症は、記憶力が低下し判断することができないので、日々の生活をこちらで決めてあげる必要があると思うものの割合

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	52.7%	—	—	減少

指標の説明：認知症の人への理解：認知症の人の行動・心理症状を理解しているかどうか、また、認知症の人が自己決定をすることの必要性を理解しているかどうか。

○自分が認知症になったら、周りの人に助けてもらいながら自宅での生活を続けたい人の割合

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	58.3%	—	—	増加

○認知症の人でも地域活動に参加したほうがよいと思う人の割合

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	46.9%	—	—	増加

指標の説明：認知症の人との共生：認知症の人が自宅生活を継続すること、役割を持って参加するとよいということを肯定的にとらえられるかどうか。

○家族が認知症になったら近所の人に知ってほしいと思う人の割合

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	68.7%	—	—	増加

指標の説明：認知症の人とその家族、地域の受援力：認知症を近所の人などに知らせることができるか、雑談することは恥ずかしくないと感じるか。

○認知症サポーターの養成

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	18,323人	18,860人	19,200人	22,323人

指標の説明：「認知症サポーター」の養成講座の延べ受講人数

## 目標の評価方法

- 時点
  - 中間見直しあり
  - 実績評価のみ
- 評価の方法
  - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して評価し、改善に反映させる。
  - その他の項目は自己評価を行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。



## 取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和5年度
----	-------

### (実績評価)

#### 実施内容

#### 1. 認知症の本人とともに築く支え合う地域づくり

##### ① 認知症サポーター養成講座

区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
認知症サポーター養成講座	回	13	17	20	22
年度受講者	人	217	320	293	471
延べ受講者	人	18,540	18,860	19,153	19,624
キャラバン・メイト	人	333※	365	348	353
新規登録	人	14	12	3	9
登録廃止	人	19	8	10	4

※キャラバンメイト数に関しては、計上方法を見直し、全国キャラバンメイト連絡会名簿に名前がある者を計上した。

##### ② 認知症高齢者等安心見守り登録事業の普及

区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
安心見守り登録事業登録者	人	185	175	196	209
新規登録	人	59	63	50	70
登録廃止	人	18	64※	20	71※

※令和3年度・令和5年度に全件モニタリングを実施し、寝たきりや施設入所等による廃止を一斉に把握したため。

##### ③ 認知症高齢者等位置検索システムの利用支援

区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用助成	件	2	2	16	5

##### ④ 認知症高齢者等ご近所見守り応援団協力店の普及

区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ご近所見守り応援団協力店	件	61	156	161	178
新規登録	件	11	95	5	17
登録廃止	件	0	0	0	0

##### ⑤ 本人ミーティングへの参加

認知症の当事者同士が集い、当事者が主となって、自分自身の体験や希望、必要としていることを話し合う「本人ミーティング」に参加し、当事者の思いを伺い、今後の取り組みの参考にするとともに、本人ミーティングの安定的な開催を確保するため、



県と連携して支援体制を構築しました。

区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
本人ミーティングへの参加	回	5	4	5	11

## 2. 介護者支援の充実

### ① 認知症カフェの支援（運営補助金）

区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
認知症カフェへの助成	箇所	3	4	4	4

### ② 認知症高齢者等やすらぎ支援員派遣事業

区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
やすらぎ支援員登録者数	人	60	57	52	54
新規登録	人	0	1	1	3
登録廃止	人	8	4	6	1
利用者数					
実利用者	人	20	14	16	13
延べ利用者	人	134	166	171	160

## 3. 早期診断・早期対応による生活支援の充実

### ① 認知症初期集中支援チームの活動

区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
認知症初期集中支援チーム	チーム数	3	10	10	10
支援件数	件	15	16	26	19

### ② 認知症ケアパスの改訂・普及

認知症の本人や家族、認知症サポート医、ケアマネジャー、認知症疾患医療センター、認知症地域支援推進員等で組織する認知症ケアパス作成ワーキングにて「認知症安心ガイドブック」の内容について検討し、令和5年度に改訂版を発行しました。また、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、医療機関、居宅介護支援事業所等へ配布し、相談支援に用いました。

### ③ 認知症地域支援推進員の設置

各包括支援センターに認知症地域支援推進員を設置し、認知症カフェの運営支援や本人・家族等への相談支援を行いました。

区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
認知症地域支援推進員	人	6	8	9	11
認知症カフェへの支援	箇所	9	10	11	9
相談・支援件数	延べ件数	358	1,417	1,463	1,807

#### ④ おれんじドアとっりの開催

認知症の本人によるピアサポートとして月1回、認知症疾患医療センターの協力を得て開催。令和5年度からは個別相談に加えて、本人が家族や専門職等と一緒に参加できるグループ相談も開催し、本人相談員との出会いが、参加者を前向きにし、新たなつながりをつくりました。

区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
おれんじドアとっり	回	11	11	12	12
参加者	延べ人数	9	15	15	16

#### 自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

評価指標は、健康と暮らしの調査の調査項目より評価指標として設定。調査は令和4年度に実施した。

○認知症の人の大声や暴力、歩き回るなどの行為は必要が満たされない時に起こると思うものの割合

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	45.6%	—	—	増加
[実績]	—	—	47.5%	—

○認知症は、記憶力が低下し判断することができないので、日々の生活をこちらで決めてあげる必要があると思うものの割合

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	52.7%	—	—	減少
[実績]	—	—	27.7% <sup>注1)</sup>	—

注1) 令和4年度に実施した健康と暮らしの調査では、この項目が「認知症の人が、記憶力が低下し判断することができなくなって、日々の生活についてできるだけ本人が決めるほうが良いと思いますか」と、本人主体の質問に変更され、同一の条件で比較することはできないため参考値としている。

○自分が認知症になったら、周りの人に助けてもらいながら自宅での生活を続けたい人の割合

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	58.3%	—	—	増加
[実績]	—	—	54.4%	—

○認知症の人も地域活動に参加したほうがよいと思う人の割合

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	46.9%	—	—	増加
[実績]	—	—	44.5%	—

○家族が認知症になったら近所の人に知ってほしいと思う人の割合

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	68.7%	—	—	増加
[実績]	—	—	66.1%	—

○認知症サポーターの養成

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	18,323人	18,860人	19,200人	22,323人
[実績]	—	18,860人	19,153人	19,624人

課題と今後の取組

1. 認知症の本人とともに築く支え合う地域づくり

① 本人発信の支援と自分らしい暮らしの継続

○認知症の本人の声や、認知症の本人が自分らしい暮らしを続けていることを多くの人に発信することは、社会全体の認知症に関する正しい知識及び認知症の人への正しい理解を深めるために非常に重要です。

○認知症の本人の声を聴き、認知症地域支援推進員が中心となりながら認知症本人大使「希望大使」等とともに様々な機会を通じて本人の声の発信に取り組みます。

○認知症になってからも本人の望む社会参加を継続することができるよう、認知症の本人とともに検討し、継続できる環境づくりに取り組みます。

② 認知症サポーター養成講座の開催

○教育機関や日々の暮らしの中で接する機会の多い小売業・金融機関・公共交通機関等へ理解を深める必要があります。各関係機関に認知症サポーター養成講座受講の働きかけを強化します。

○講座の講師役となる認知症キャラバン・メイトの更なる活躍に向けて連絡会・研修会を行うとともに、共通教材の作成を行います。

○認知症の本人が住み慣れた地域で、自分の思いや希望を伝えながら、自分の力を活かして社会の一員としてチャレンジできるようチームオレンジ結成に向けた取り組みや、活動に対する後方支援を行います。

③ 認知症になっても安心して外出できる環境づくり

○認知症の本人と家族の声を聴きながら、既存の見守り支援事業、外出支援事業の見直しを図っていきます。

2. 介護者支援の充実

① 介護者同士のピアサポート支援の充実

○認知症カフェや、認知症家族の集いを通じて、介護者同士が出会い、思いを吐露、共有できる場を充実させていきます。

② 認知症高齢者等やすらぎ支援員派遣事業

- 利用を希望される方に対して対応できる支援員の高齢化も進み、実働できる人員が限られています。やすらぎ支援員の新規養成に取り組みます。
- 核家族化が進行し、別居の家族が通いながら介護をしている実態も多くなっています。社会の状況に合わせた介護者支援を検討していきます。

**3. 早期診断・早期対応による生活支援の充実**

① 認知症初期集中支援チームの活動

- 地域包括支援センターごとに設置している初期集中支援チームをさらに活性化させ、支援の拡充を行います。

② 認知症ケアパスの普及

- 認知症の本人や家族等が希望を持って暮らし続ける方法を考えられるよう、認知症ケアパスの更なる普及に取り組みます。

## 取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

<b>施策</b>	0204生活支援サービスの充実
-----------	-----------------

### 現状と課題

- 公的サービスのみで高齢者の生活を支えることはできないため、民間事業者やNPOや福祉事業者、地縁組織などが、多様な生活支援サービスを提供し、地域福祉の担い手となることが期待されています。
- 地域福祉活動などの「互助」の取組みを一層広げていくことで、高齢者が介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりが求められています。
- 介護が必要な人やその家族、あるいはひとり暮らし高齢者の世帯といった福祉の支援が必要な人が、自立し安定した日常生活を送ることができるよう、高齢者福祉サービスを提供する必要があります。

### 第8期における具体的な取組

#### 1. 生活支援体制の充実

地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の配置、鳥取市地域包括ケアシステム推進連絡会（第1層協議体）の在り方、方向性も含め、市担当部署や関係機関と検討、各地域の話し合いの場（第2層協議体）の設置に取り組みます。

#### 2. 在宅生活を支援する福祉サービスの推進

ファミリー・サポート・センター（生活援助型）により、65歳以上の高齢者やその家族等に対して地域の中で安心生活を支援するサービスを提供します。

### 目標（事業内容、指標等）

#### ○協議体の設置数

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	7カ所	9カ所	10カ所	11カ所

指標の説明：地域の各種団体関係者で話し合う場の設置数

### 目標の評価方法

- 時点
  - 中間見直しあり
  - 実績評価のみ
- 評価の方法
  - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
  - その他の項目は自己評価を行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

## 取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和5年度
----	-------

### (実績評価)

#### 実施内容

#### 1. 生活支援体制の充実

##### ①地域支え合い推進員による活動の推進

鳥取市地域包括ケアシステム推進連絡会の場で第3層協議体、第2層協議体の成立要件や課題、地域支え合い推進員の関わり等を、多機関で検討しました。

地域支え合い推進員が、地域に出向いて、地域で取組まれている様々な活動（地域にあるサービスやその担い手等）や日常生活上の困りごとの把握、取り組みの充実や課題解決等について地域の福祉関係者と一緒に検討したり、地域福祉の充実に向けて定期的に集まって話し合う場（第2層協議体）の設置に向けて取り組みました。

(集計時点：年度末)

区 分		単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
地域支え合い推進員		配置数	6	6	7	7
	地域での情報交換等活動 地域訪問活動（サロン等）	回	653	1,010	1,166	1,453
協議体						
第1層		箇所	1	1	1	1
第2層	設置済	箇所	3	5	9	11
	協議中	箇所	38	36	32	30

#### 2. ファミリー・サポート・センター（生活援助型）の運営支援

買い物や食事、あるいは通院時の付き添いなど簡易な家事援助を受けたい高齢者と支援者の仲介を行いました。

(集計時点：年度末)

区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ファミリー・サポート・センター (生活援助型)	依頼会員	514	490	494	547
	協力会員	200	201	199	192

#### 自己評価結果 (※評価指標を定めていない項目は記載しない。)

○協議体の設置数				
	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	7カ所	9カ所	10カ所	11カ所
[実績]	—	6カ所	10カ所	12カ所

## 1. 生活支援体制の充実

### ①地域支え合い推進員による活動の推進


- 鳥取市地域共生社会推進会議（第1層協議体）の運営方法、課題等を随時検討し、第1層協議体の充実発展に取り組みます。また、未設置地域への第2層協議体の設置と協議体活動の推進が必要です。
- 地域支え合い推進員は、地域に出向いて精力的に活動していますが、中には深く関わることができない地区もあり、手探りで取組みを進めています。
- 生活支援体制の充実には、地域支え合い推進員の活動に加えて、地域活動に携わる福祉人材の充実や、地区で活動する団体、地区公民館、地域包括支援センター間の連携強化も重要であり、鳥取市地域福祉推進計画の施策においても取組みを進めます。
- 地域にある既存の話し合いの場を把握し、そこに関わりながら、具体的な福祉活動につなげることができるよう取り組みます。また、住民や専門職等と一緒に議論するため、地域の様々なデータを把握できる地域アセスメントシートが必要。
- 具体的な福祉活動につなげるため、また地域課題の把握、解決に向け、地域支え合い推進員は、今まで以上に地域住民の個別課題の把握、支援に関係機関と協力し取り組みます。
- 重層的支援体制整備事業との連動が求められ、相互に制度を理解し、相談体制の構築、関係機関との連携を深めていることが必要です。


## 2. ファミリー・サポート・センター（生活援助型の運営支援）

- ファミリー・サポート・センター（生活援助型）は、会員同士をマッチングして軽度な生活支援を有償ボランティアで提供する仕組みとして、重要な取り組みですが、支援を依頼する会員の数に対して、高齢化のため協力する会員の確保が難しい状況となっています。
- 登録のみで現在依頼及び活動の実態のない会員も多いため、年度末に全会員対象に更新意向調査を行い会員の整理を行っています。今後も、運営を委託している市社会福祉協議会と連携して課題整理を行い、協力会員の増加に向けて取り組みます。



## 取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

 … 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

 … 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0205 高齢者福祉サービスの提供
----	-------------------

### 現状と課題

- NPOや福祉事業者、地縁組織などが、多様な生活支援サービスを提供し、地域福祉の担い手となることが期待されています。
- 地域福祉活動などの「互助」の取組みを一層広げていくことで、高齢者が介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりが求められています。
- 介護が必要な人やその家族、あるいはひとり暮らし高齢者の世帯といった福祉の支援が必要な人が、自立し安定した日常生活を送ることができるよう、高齢者福祉サービスを提供する必要があります。

### 第8期における具体的な取組

#### 1. 在宅生活を支援する福祉サービスの推進

安心ホットラインサービスなど在宅での安心生活を支援するサービスの提供や、家族介護用品購入費助成など家族介護者を支援するサービスを提供します。

### 目標（事業内容、指標等）

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

### 目標の評価方法

- 時点
  - 中間見直しあり
  - 実績評価のみ
- 評価の方法
  - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
  - その他の項目は自己評価を行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。



## 取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和5年度
----	-------

### (実績評価)

#### 実施内容

#### 1. 在宅生活を支援する福祉サービスの推進

高齢者が安心して在宅での生活が送れるよう、また家族介護者を支援するため、各種サービスの提供に取り組みました。(集計時：年度末)

区 分	サービス名	単 位	R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度
在宅福祉 サービス	安心ホットラインサービス	設置台数	283	261	254	236
	福祉電話設置援助サービス	貸与数	44	48	47	52
	寝具丸洗い消毒サービス	利用者数	38	45	39	50
	日常生活用具購入 助成サービス	助成件数	2	2	2	1
	生活管理指導短期 宿泊サービス	利用者数	2	11	0	3
	軽度家事援助サービス	延べ利用 者数	10	0	0	0
	はり、灸、マッサージ施術 費助成	利用者数	221	182	169	176
家族介護 者支援サ ービス	家族介護用品購入費助成	利用者数	98	95	92	83
	家族介護慰労金支給	支給件数	1	0	1	7

自己評価結果 (※評価指標を定めていない項目は記載しない。)

※指標 (目標値) は定めていない。

#### 課題と今後の取組

#### 1. 在宅生活を支援する福祉サービスの推進

○ 人材不足が進むなか、本市の在宅生活の支援サービスは大きな課題を抱えています。在宅生活を維持していくために、必要なサービスの検討が必要です。スーパーマーケットの閉店問題もあり、移動支援 (買い物支援等) の需要もあると考えており、課題解決に向けて検討が必要です。

## 取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

<b>施策</b>	0206 権利擁護施策の推進
-----------	----------------

<b>現状と課題</b>										
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢化の進行とともに、認知症等により判断能力が不十分な人が増加しています。</li> <li>○ 法律行為における意思決定が困難な高齢者に対し、成年後見人等がその判断を補い、その人の生命や財産を擁護する体制の充実が求められています。</li> <li>○ 高齢者虐待の早期発見や、関係機関が連携した早期対応により、高齢者の安全を確保する体制の充実が必要です。</li> </ul>										
<b>第8期における具体的な取組</b>										
<p><b>1. 成年後見制度の利用促進</b></p> <p>とっとり東部権利擁護支援センターを中核機関として委託、成年後見制度利用支援事業（申立費用、後見人等報酬助成）、市長による法定後見の開始の審判の申立てに取り組みます。</p> <p><b>2. 高齢者虐待の防止及び早期発見</b></p> <p>地域包括支援センターを中心とした高齢者虐待対応、短期宿泊による虐待者との分離・保護、やむを得ない措置による虐待者との分離・保護、「高齢者虐待防止ネットワーク協議会」の開催に取り組みます。</p>										
<b>目標（事業内容、指標等）</b>										
<p>○市民後見人候補者名簿登録者数</p> <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（現状値）</td> <td style="text-align: center;">（R03）</td> <td style="text-align: center;">（R04）</td> <td style="text-align: center;">（R05）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">[目標]</td> <td style="text-align: center;">7人</td> <td style="text-align: center;">9人</td> <td style="text-align: center;">11人</td> <td style="text-align: center;">13人</td> </tr> </table> <p>指標の説明：成年後見人等としての活動を希望し、市民後見人候補者名簿に登録した当該年度末の市民の人数</p>		（現状値）	（R03）	（R04）	（R05）	[目標]	7人	9人	11人	13人
	（現状値）	（R03）	（R04）	（R05）						
[目標]	7人	9人	11人	13人						
<b>目標の評価方法</b>										
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 時点             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 中間見直しあり</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 実績評価のみ</li> </ul> </li> <li>● 評価の方法             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して評価し、改善に反映させる。</li> <li>○ その他の項目は自己評価を行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。</li> </ul> </li> </ul>										

## 取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和5年度
----	-------

### (実績評価)

#### 実施内容

#### 1. 成年後見制度の利用促進

- 県、東部3町とも連携して、とっとり東部権利擁護支援センターへの運営支援を行いました。

区 分	単 位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
センター運営実績					
延べ相談件数	件	1362	1563	1550	511
法人後見受任件数	件	61	76	86	88

- 成年後見人制度利用支援事業及び市長による法定後見の開始の審判の申立てを実施しました。

区 分	単 位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
成年後見制度利用支援事業実績					
申立費用助成	件	29	24	41	34
後見人等報酬助成	件	77	91	97	92
市長申立	件	28	20	34	31

#### 2. 高齢者虐待の防止及び早期発見

地域包括支援センターを中心に養介護施設従事者等による虐待の通報、養護者による虐待の通報等について対応し、必要に応じて短期宿泊による虐待者との分離・保護を行いました。

区 分	単 位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
高齢者虐待対応実績					
養介護施設従事者等による虐待の通報への対応	件	7	7	6	7
養護者による虐待の通報等への対応	件	52	43	43	52
短期宿泊等による分離・保護	件	13	12	13	12

#### 自己評価結果 (※評価指標を定めていない項目は記載しない。)

○市民後見人候補者名簿登録者数				
	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	7人	9人	11人	13人
[実績]	—	10人	12人	30人

## 課題と今後の取組

### 1. 成年後見制度の利用促進

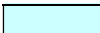
- 平成27年度より市民後見人養成講座を開催しているが、近年受講者数が伸び悩んでいたため、講座内容・名簿登録までの手順を見直しました。見直しを行った結果、市民後見人候補者名簿登録者は大幅に増加しました。今後も、さらなる候補者育成を行うとともに、市民後見人の受任を進めていく取組みを行います。
- 次年度以降も、とっとり東部権利擁護支援センターへの地域連携ネットワークの中核機関の運営委託、成年後見制度利用支援事業、市長による法定後見の開始の審判の申立てに取り組み、成年後見制度の利用を促進します。
- さらに、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、法人後見受任団体で構成される「受任調整会議」を行い、適切な後見人候補者の選定を行います。
- 成年後見制度の円滑な利用の確保に向け、法人後見の拡充が必要です。

### 2. 高齢者虐待の防止及び早期発見

- 次年度以降も、地域包括支援センターを中心とした高齢者虐待対応、介護事業者への啓発、「高齢者虐待防止ネットワーク協議会」の開催に取り組みます。
- 養護者虐待及び施設虐待を防止するための取組みを行うとともに、自らSOSを発信できない人を把握し、支援につなげる仕組み作りが必要です。

## 取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

 … 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

 … 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0207 状況に応じた施設・住まいの確保
----	----------------------

### 現状と課題

- 高齢者の状態に応じた多様な施設・居住系サービスを提供することで、介護が必要な高齢者が必要に応じて住まいを選択できる環境づくりが必要です。
- 高齢者の身体状況、環境や経済状況などの多様な状態やニーズに応じた施設・住宅の確保が必要です。
- 高齢者が在宅での生活を継続できるよう身体機能に応じた居住環境の整備が必要です。
- 一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯等が、安心して暮らすことができる住まいの確保が必要です。
- 高齢者が、住まいについて安心して気軽に相談できる窓口が必要です。
- 高齢者の住まいに関する相談に対し、必要に応じて伴走型の支援を行うことが必要です。

### 第8期における具体的な取組

#### 1. 施設・居住系の介護サービスの充実

様々なサービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者の施設・居住系サービスのニーズに対応するため、住み慣れた地域での住み替えが可能となる認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）の小規模施設の整備を行い、居住形態・サービスの多様な選択肢の確保を図ります。

#### 2. 多様な高齢者向け住宅の確保

養護老人ホーム、生活支援ハウス、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、高齢者向け公営住宅（シルバーハウジング）について、適切な運営、既存施設の有効利用等に取り組みます。

#### 3. 安全・安心な居住環境の確保

住宅改修・介護予防住宅改修、高齢者居住環境整備助成、住宅改修指導、住宅改修申請等支援に取り組みます。

#### 4. 住宅確保要配慮者への支援

鳥取県居住支援協議会に参画し、鳥取県あんしん賃貸支援事業（あんしん賃貸住宅の登録、入居相談、住宅情報の提供等）の推進を図ることで、高齢者の住まいの確保

に取り組みます。

## 5. 地域包括支援センターや中央人権福祉センターによる相談支援の推進

- ① 地域包括支援センターは、高齢者の住まいに関する様々な相談対応や情報提供に努め、高齢者がそれぞれの置かれた状況に応じ適切に住宅を改修したり、施設・居住系サービスなど新たな「住まい」を選択できるよう支援します。
- ② 中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター）は、保証人や緊急連絡先が確保できず、賃貸住宅へ入居ができない人などからの相談に対し、住まいの確保に向けた伴走型の支援に取り組みます。さらに、相談者が入居した後も支援を継続することにより、賃貸住宅所有者の「賃貸リスク意識の払拭」を図ります。

### 目標（事業内容、指標等）

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

### 目標の評価方法

- 時点
  - 中間見直しあり
  - 実績評価のみ
- 評価の方法
  - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して評価し、改善に反映させる。
  - その他の項目は自己評価を行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

## 取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和5年度
----	-------

### (実績評価)

#### 実施内容

#### 1. 施設・居住系の介護サービスの充実

- 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）及び地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）の整備に係る公募を行い、認知症対応型共同生活介護について1事業者を指定予定事業者として選定しました。

#### <計画における整備数>

##### 【認知症対応型共同生活介護】

日常生活圏域	中学校区	整備数	選定
A 圏域	北・中ノ郷・西・福部未来学園	2ユニット（定員 18 人）	（R5）1 施設 2 ユニット
B 圏域	東・南・桜ヶ丘・国府	2 ユニット（定員 18 人）	（R3）1 施設 2 ユニット
C 圏域	江山学園・高草	次のいずれか	（R3）1 施設
D 圏域	湖東・湖南学園	C 圏域及び D 圏域に1ユニット（定員9人）もしくはC 圏域又はD 圏域に2ユニット（定員18人）	2 ユニット（D 圏域）

##### 【特定施設入居者生活介護】

日常生活圏域	中学校区	整備数	選定
A 圏域	北・中ノ郷・西・福部未来学園	・新規開設 100 床分 (1 施設定員 30 人以上) ・転換 50 床分	（R3）3 施設 計 26 床転換
B 圏域	東・南・桜ヶ丘・国府		応募なし
C 圏域	江山学園・高草		（R3）1 施設 24 床転換
D 圏域	湖東・湖南学園		応募なし
E 圏域	河原・千代南（旧用瀬・旧佐治）		応募なし
F 圏域	気高・鹿野学園・青谷		応募なし



【地域密着型特定施設入居者生活介護】

日常生活圏域	中学校区	整備数	選定
A 圏域	北・中ノ郷・西・福部未来学園	転換 87 床分 (定員 29 人× 3 施設)	(R4) 1 施設 29 床転換
B 圏域	東・南・桜ヶ丘・国府		応募なし
C 圏域	江山学園・高草		応募なし
D 圏域	湖東・湖南学園		(R3) 1 施設 28 床転換
E 圏域	河原・千代南(旧用瀬・旧佐治)		応募なし
F 圏域	気高・鹿野学園・青谷		応募なし

2. 多様な高齢者向け住宅の確保

- 本市が設置している養護老人ホーム「なごみ苑」、生活支援ハウス、高齢者向け公営住宅（シルバーハウジング）について、適切に運営を確保し、支援が必要な入居希望者に対応しました。
- 民間事業者が設置している軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームについて、必要に応じて事業者からの相談に対応し、適正な運営を支援しました。
- サービスの質の確保を図るため、軽費老人ホーム（5事業所）に対して計画的な一般監査を、また有料老人ホーム（14事業所）及び有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅（7事業所）に対しては立入検査を行い、Webで集団指導（R6.3.18～3.31 36事業所）を実施しました。

【市内施設の定員】

区分	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
養護老人ホーム	人	90	90	90	90
生活支援ハウス	人	50	50	50	50
いなば幸朋苑	人	20	20	20	20
高草あすなろ	人	20	20	20	20
青谷	人	10	10	10	10
軽費老人ホーム	人	280	280	280	275
有料老人ホーム該当サービス付き高齢者向け住宅	人	470	443	443	446
有料老人ホーム	人	478	659	659	671

高齢者向け公営住宅	人	50	50	50	50
湖山団地	人	18	18	18	18
賀露団地	人	8	8	8	8
大森団地	人	3	3	3	3
材木団地	人	10	10	10	10
湯所団地	人	11	11	11	11

### 3. 安全・安心な居住環境の確保

高齢者が住み慣れた住宅で安心して在宅生活が継続できるよう、身体機能に応じた居住環境整備に取り組みました。

区分	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
介護保険住宅改修	件	719	730	739	760
住宅改修	件	408	396	375	383
介護予防	件	311	334	364	377
高齢者居住環境整備事業	件	4	7	6	8
住宅改修指導事業	件	4	7	6	9
住宅改修申請等支援事業	件	37	21	22	19

### 4. 住宅確保要配慮者への支援

鳥取県居住支援協議会に参画し、鳥取県あんしん賃貸支援事業（あんしん賃貸住宅の登録、入居相談、住宅情報の提供等）の推進を図ることで、高齢者の住まいの確保に取り組みました。

### 5. 地域包括支援センターや中央人権福祉センターによる相談支援の推進

#### ① 地域包括支援センター

高齢者からの住まいに関する様々な相談に対し、それぞれの置かれた状況に応じて適切に住宅改修等の提案や施設・居住系サービスなど新たな「住まい」の情報提供を行いました。

#### ② 中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター）

住まいを確保することが困難な高齢者に対し、住まいの相談から民間賃貸住宅の情報提供、住まいが決まるまでの支援を実施してきました。さらに支援が必要な高齢者に対しては、フォローアップを継続的に行いました。

自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

※指標（目標値）は定めていない。

## 課題と今後の取組

### 1. 施設・居住系の介護サービスの充実

- 認知症高齢者グループホームについては、3施設5ユニット（45人分）を整備しました。特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）については、転換50人分は計画通り整備ができましたが、新規開設100人分には応募がありませんでした。地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）については、2施設5人分を整備しました。引き続き、施設・居住系介護サービスの整備に取り組みます。

### 2. 多様な高齢者向け住宅の確保

- 本市が設置している養護老人ホーム「なごみ苑」、生活支援ハウス、高齢者向け公営住宅（シルバーハウジング）について、適切な運営を確保し、支援が必要な入居希望者に対応していきます。
- 民間事業者が設置している軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームについて、事業者からの相談に対応し、適切な運営を支援します。また、新規設置の相談に対応し、サービス量の拡充に取り組みます。
- 養護老人ホーム及び軽費老人ホームに対して計画的な一般監査を、また有料老人ホームに対しては立入検査や集団指導を実施し、サービスの質の確保に取り組みます。

### 3. 安全・安心な居住環境の確保

- 住宅改修・介護予防住宅改修、高齢者居住環境整備助成、住宅改修指導、住宅改修申請等支援により、高齢者の居住環境整備の支援に取り組みます。
- リハビリ専門職等の知見を活用した、効果の高い住宅改修とする必要があります。

### 4. 住宅確保要配慮者への支援

鳥取県居住支援協議会に参画し、鳥取県あんしん賃貸支援事業（あんしん賃貸住宅の登録、入居相談、住宅情報の提供等）の推進を図ることで、高齢者の住まいの確保に取り組みます。

### 5. 地域包括支援センターや中央人権福祉センターによる相談支援の推進

#### ① 地域包括支援センター


高齢者の住まいに関する様々な相談対応や情報提供に努め、高齢者がそれぞれの置かれた状況に応じ適切に住宅改修の相談支援や、施設・居住系サービスなど新たな「住まい」を選択できるよう引き続き支援を行います。

② 中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター）

関係機関との連携やあんしん賃貸支援事業の活用などによって、保証人や緊急連絡先が確保できない高齢者、入居後のリスクが高い高齢者に対する支援体制の充実を図っていきます。

## 取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

 … 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

 … 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策 0301 介護サービスの充実

### 現状と課題

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、一人ひとりの状況に応じて自立支援に向けた介護保険の居宅サービスが適切に提供されることが必要です。
- 24 時間対応可能な地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）の整備が必要です。
- 様々なサービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者のために、要介護高齢者の状態に対応した施設・居住系サービスの計画的な整備が必要です。
- ケアマネジャーが効果的にリハビリテーションをサービスに組み込めるよう、地域リハビリテーション活動支援事業の活用が推進が必要です。

### 第8期における具体的な取組

#### 1. 居宅サービスの充実

居宅サービスの利用状況にかかる情報の提供などにより、介護保険サービス事業者の適正な参入を図るとともに、介護保険サービス事業者への制度等に関する必要な情報の提供などにより、適切なサービスが提供される体制の確保に努めます。

#### 2. 地域密着型サービスの充実

24 時間対応可能な地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）を適切に提供できるよう、整備の促進を行うとともに、サービスの周知や質の向上に向けた取り組みを推進します。

#### 3. 施設・居住系サービスの充実

様々なサービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者の施設・居住系サービスのニーズに対応するため、住み慣れた地域での住み替えが可能となる認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）の小規模施設の整備を行い、居住形態・サービスの多様な選択肢の確保を図ります。

#### 4. 介護サービス見込み量の確保

- 市域全体で過不足なくバランスのとれた介護サービスの提供が行われるよう、参入を計画している事業者に対して、本市の施策や日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を提供します。また、既存事業者に対して、本市のメーリングリストを活用し、本市として独自に法令順守やサービス向上に関する各種情報提供を行い、法令を遵守した適切で安全・安心なサービス提供が行われるよう努めます。
- 国や県の各種介護サービス調査の分析をはじめ、本市が独自に実施している「介護サービス事業所調査」、「高齢者居住施設調査」などの各種モニタリング調査の分析により、

介護サービスの需要と供給のバランスの把握に努め、介護保険料とサービスの適正水準を考慮しながら、サービス見込み量の確保に努めます。

- 地域密着型サービス事業者の指定にあたっては、必要に応じて被保険者代表や学識経験者等の外部委員で構成された「鳥取市介護保険等推進委員会 地域密着型サービス部会」による意見を反映させ、適切なサービスの確保に努めます。

#### 目標（事業内容、指標等）

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

#### 目標の評価方法

- 時点
  - 中間見直しあり
  - 実績評価のみ
- 評価の方法
  - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
  - その他の項目は自己評価を行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

## 取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和5年度
----	-------

### (実績評価)

実施内容			
<b>1. 居宅サービスの充実</b>			
<p>既存の事業所に対して、本市のメーリングリストを活用し、本市として独自に法令順守やサービス向上に関する各種情報提供を行い、適切なサービスが提供される体制の確保に努めました。</p>			
<b>2. 地域密着型サービスの充実</b>			
<p>小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備に係る公募を行いました。応募はありませんでした。</p>			
<p>&lt;計画における整備数&gt;</p>			
<p>【小規模多機能型居宅介護】</p>			
日常生活圏域	中学校区	整備数	選定
F 圏域	気高	1 施設 (登録定員29人まで)	応募なし
<p>【看護小規模多機能型居宅介護】</p>			
日常生活圏域	中学校区	整備数	選定
A 圏域	北・中ノ郷・西・福部未来学園	1 施設 (登録定員29人まで)	応募なし
C 圏域	江山学園・高草		
D 圏域	湖東・湖南学園		
E 圏域	河原・千代南(旧用瀬・旧佐治)		
F 圏域	気高・鹿野学園・青谷		
<b>3. 施設・居住系サービスの充実</b>			
<p>認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）及び地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）の整備に係る公募を行い、認知症対応型共同生活介護について1事業者を指定予定事業者として選定しました。</p>			
<p>&lt;計画における整備数&gt;</p>			
<p>【認知症対応型共同生活介護】</p>			
日常生活圏域	中学校区	整備数	選定
A 圏域	北・中ノ郷・西・福部未来学園	2ユニット(定員18人)	(R5) 1施設 2ユニット



B 圏域	東・南・桜ヶ丘・国府	2ユニット(定員 18 人)	(R3) 1 施設 1 ユニット
C 圏域	江山学園・高草	次のいずれか C 圏域及びD 圏域に1 ユ ニット(定員9人)もし くはC 圏域又はD 圏域 に2ユニット(定員18 人)	(R3) 1 施設 2 ユニット(D 圏域)
D 圏域	湖東・湖南学園		

#### 【特定施設入居者生活介護】

日常生活圏域	中学校区	整備数	選定
A 圏域	北・中ノ郷・西・福部未来学園	・新規開設 100 床分 (1 施設定員 30 人以上)  ・転換 50 床分	(R3) 3 施設 計 26 床転換
B 圏域	東・南・桜ヶ丘・国府		応募なし
C 圏域	江山学園・高草		(R3) 1 施設 24 床転換
D 圏域	湖東・湖南学園		応募なし
E 圏域	河原・千代南(旧用瀬・旧佐治)		応募なし
F 圏域	気高・鹿野学園・青谷		応募なし

#### 【地域密着型特定施設入居者生活介護】

日常生活圏域	中学校区	整備数	選定
A 圏域	北・中ノ郷・西・福部未来学園	転換 87 床分 (定員 29 人×3 施設)	(R4) 1 施設 29 床転換
B 圏域	東・南・桜ヶ丘・国府		応募なし
C 圏域	江山学園・高草		応募なし
D 圏域	湖東・湖南学園		(R3) 1 施設 28 床転換
E 圏域	河原・千代南(旧用瀬・旧佐治)		応募なし
F 圏域	気高・鹿野学園・青谷		応募なし

#### 4. 介護サービス見込み量の確保

- 参入を計画している事業者に対しての、本市の施策や日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報提供については、実績はありませんでした。
- 既存の事業所に対して、本市のメーリングリストを活用し、本市として独自に法令順守やサービス向上に関する各種情報提供を行い、適切なサービスが提供される体制の確保に努めました。

自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

※指標（目標値）は定めていない。

#### 課題と今後の取組

##### 1. 居宅サービスの充実

引き続き事業者の経営判断に資する情報や法令順守やサービス向上に関する情報等を積極的に提供し、適切なサービスが提供される体制の確保に努めます。

##### 2. 地域密着型サービスの充実

小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備に係る公募を行いました。応募はありませんでした。引き続き、整備に取り組みます。

##### 3. 施設・居住系サービスの充実

認知症高齢者グループホームについては、3施設5ユニット（45人分）を整備しました。特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）については、転換50人分は計画通り整備できましたが、新規開設100人分には応募がありませんでした。地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）については、2施設57人分を整備しました。引き続き、施設・居住系介護サービスの整備に取り組みます。

##### 4. 介護サービス見込み量の確保

- 引き続き事業者の経営判断に資する情報や法令順守やサービス向上に関する情報等を積極的に提供し、適切なサービスが提供される体制の確保に努めます。
- 介護サービスのモニタリング調査（介護サービス事業所調査、高齢者居住施設調査）を実施し、介護サービスの需要と供給のバランスの把握に努め、事業者へ情報提供を行うなどして、サービスの見込み量の確保に努めます。

## 取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0302 介護保険事業の適正な運営
----	-------------------

### 現状と課題

- 高齢化の進展に伴い、介護給付等に要する費用の増加が見込まれています。
- 介護給付等に要する費用の適正化を図るとともに、利用者本位の質の高い介護サービスが提供されるようにする必要があります。

### 第8期における具体的な取組

#### 1. 介護給付費等に要する費用の適正化の推進

「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」「介護給付費通知」の主要5事業を柱とした介護給付の適正化を推進します。

#### 2. 介護サービスの質の確保及び向上

介護サービス事業者に対して集団指導や実地指導等を通じて、法令等の周知や運営に関する指導を実施、また介護相談員を派遣し介護サービスの質の向上を図ります。

### 目標（事業内容、指標等）

○介護給付適正化事業におけるケアプラン点検実施件数

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	528件	490件	490件	560件

指標の説明：ケアプラン点検を行った当該年度のプラン件数

○住宅改修施行状況の確認

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	4件	6件	6件	6件

指標の説明：住宅改修施行状況の確認を行った当該年度の件数

○福祉用具購入・貸与調査

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	2件	3件	3件	3件

指標の説明：福祉用具購入・貸与の調査を行った当該年度の件数

### 目標の評価方法

- 時点
  - 中間見直しあり
  - 実績評価のみ
- 評価の方法
  - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
  - その他の項目は自己評価を行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

## 取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和5年度
----	-------

### (実績評価)

実施内容				
<b>1. 介護給付費等に要する費用の適正化の推進</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 要介護認定の適正化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定調査票の点検 実績：7,777 件</li> <li>・更新・変更認定の訪問調査（直営） 実績：148 件</li> </ul> </li> <li>② ケアプラン点検                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアプラン点検</li> <li>点検事業所数：68</li> <li>点検数：605</li> </ul> </li> <li>③ 住宅改修及び福祉用具購入・貸与に関する調査                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修執行状況の確認 実績：1 件</li> <li>・福祉用具購入・貸与調査 実績：1 回</li> </ul> </li> <li>④ 縦覧点検及び医療費突合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・縦覧点検 実績：2,591 件</li> <li>・医療費突合 実績：14,543 件</li> </ul> </li> <li>⑤ 介護給付費通知                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費通知 実績：3 回（4月に1回のペース）</li> </ul> </li> </ul>				
<b>2. 介護サービスの質の確保及び向上</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護保険サービスに事業者に対する指導監督                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団指導 実績：2 回</li> <li>（・介護老人福祉施設 R5.6.7 集合及びオンライン 22 施設 51 名）</li> <li>全サービス動画配信 R6.2.7～2.29 475 施設 Web 配信方式）</li> <li>・運営指導 実績：172 件</li> <li>・業務管理体制の一般検査 実績：49 件</li> </ul> </li> <li>② 介護相談員の派遣の推進                             <p style="margin-left: 20px;">令和5年度の介護相談員の派遣実績は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談員：8 名 事業所数：34/49 事業所 派遣回数（延べ）：304 回</li> </ul> </li> </ul>				
<b>自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）</b>				
○介護給付適正化事業におけるケアプラン点検実施件数				
	（現状値）	（R03）	（R04）	（R05）
[目標]	528 件	490 件	490 件	560 件
[実績]	—	348 件	805 件	605 件

## ○住宅改修施行状況の確認

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	4件	6件	6件	6件
[実績]	—	6件	2件	1件

## ○福祉用具購入・貸与調査

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	2件	3件	3件	3件
[実績]	—	3件	2件	1件

## 課題と今後の取組

### 1. 介護給付費等に要する費用の適正化の推進

#### ① 要介護認定の適正化

- 直営・委託ともに適切なサービス利用の前提となる介護認定調査の更なるスキルアップをしていきます。

#### ② ケアプラン点検

- ケアプラン点検は事業所に出向くなど、直接担当者と面談しています。令和4年度以降は、事前にケアプランを提出してもらい、担当者の動向を確認した上で面談をしており、ケアプランの質の向上に向けて取り組んでいます。引き続き介護支援専門員の更なる資質向上につながるよう取り組みます。

#### ③ 住宅改修及び福祉用具購入・貸与に関する調査

- 新型コロナウイルスの影響により、住宅改修、福祉用具共に目標を達成することができませんでした。
- 引き続きリハビリ専門職に計画・申請の段階から関与してもらい点検する仕組みを実施していきます。

#### ④ 縦覧点検及び医療費突合

- 国保連が行う縦覧点検及び医療費突合の結果を受けて、必要に応じて過誤処理を行っています。
- 引き続き事業所等との丁寧なやり取りを通じて、給付の適正化に取り組んでいきます。

#### ⑤ 介護給付費通知

- 計画どおり、介護給付費通知を年3回発送できました。

### 2. 介護サービスの質の確保及び向上

#### ① 介護保険サービスに事業者に対する指導監督

- 令和5年度の介護保険サービス事業所数は、令和4年度に比べ増加している。国の「介護保険施設等指導指針」及び「介護保険施設等監査指針」の内容等を踏まえて運営指導の標準化・効率化を図り、サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ります。

## ② 介護相談員の派遣の推進

介護相談員の派遣については、新型コロナウイルス感染症の影響により相談員の訪問を控える事業所が多くあったため活動が制限される中、一部はリモートによる相談も実施していました。令和5年度夏以降はリモートを取りやめ、事業所に訪問するこれまでの活動が再開できるようになりました。

今後も利用者と事業所の架け橋となるよう相談員の派遣を推進していきます。

## 取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0303 介護人材の確保・育成
----	-----------------

### 現状と課題

- 今後、高齢者数は増加、また少子化が進むことにより、生産年齢人口の減少が起こる。
- サービス提供を継続するために必要な介護職員数は増加するが、人材確保が難しくなっていく。
- 労働環境の改善や、キャリアアップが行える環境にすることで、離職を減少させていく必要がある。

### 第8期における具体的な取組

#### 1. 介護人材の確保

鳥取県の配置する就職支援コーディネーターとの連携を図るほか、介護分野への就職を検討する人材が求める情報にアクセスしやすい環境を整える。

外国人介護人材について、ニーズや受入れに当たっての課題等を介護事業者等関係者と検討する場を設けられるよう検討を行う。

学校や地域における福祉学習の機会の充実を行い、福祉への理解・関心を高める。

#### 2. 介護人材の定着支援

介護従事者の就労の実態の把握に努め、身体的負担や、業務効率化に向けた介護ロボットやICTの導入の情報提供、導入に向けた支援を行う。

#### 3. 介護人材の資質の向上

介護従事者のキャリアアップについて、国・県の施策の活用や事業者への情報提供に努めていく。介護人材の資質の向上に繋がる研修について検討する。

### 目標（事業内容、指標等）

○市内入所施設の介護職員の充足率

	（現状値）	（R03）	（R04）	（R05）
[目標]	80.6%	82.7%	84.8%	86.8%

指標の説明：各施設への求人数、採用者数、離職者数により職員の充足率を算出する

### 目標の評価方法

- 時点
  - 中間見直しあり
  - 実績評価のみ
- 評価の方法
  - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
  - その他の項目は自己評価を行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。



## 取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和5年度
----	-------

### (実績評価)

#### 実施内容

- 市とハローワークとの連携事業として、「介護就職デイ」を開催し、介護職に関心のある方と介護事業所担当者が直接話せる機会を設け、介護職の仕事内容紹介、未経験で介護職に不安なある方への相談を行った。
- 国・県の補助金を活用し、介護ロボット導入、ICT化を進める事業所へ支援を行った。

#### 自己評価結果 (※評価指標を定めていない項目は記載しない。)

○市内入所施設の介護職員の充足率

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	80.6%	82.7%	84.8%	86.8%
[実績]	—	80.2%	81.2%	86.0%

#### 課題と今後の取組

##### 1. 介護人材の確保

介護人材のすそ野を広げるため、介護に関心のある人や、元気高齢者への研修の実施、介護事業者とのマッチングができる取り組みが必要となる。

##### 2. 介護人材の定着支援

労働環境の改善や、業務効率化を進める取り組みが今後も必要。国の動向など情報収集に努め、事業者が介護ロボットやICTの活用に向けた検討を行うための支援を行う。

##### 3. 介護人材の資質の向上

介護現場で資質向上に向け、どのような取り組みが必要とされているか把握できておらず、まずは現状の把握を行い、必要な支援につなげていく必要がある。

## 取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0304 災害・感染症発生時のサービス継続体制
----	-------------------------

### 現状と課題

- 地域の共助によって、高齢者が避難等の支援の受けられる体制づくりが求められています。
- 災害発生に備え、高齢者福祉施設において避難確保計画が作成されるよう働きかけるとともに、定期的な現地点検の実施が必要です。
- 災害・感染症発生時においても必要なサービスが継続できる体制づくりが必要です。

### 第8期における具体的な取組

#### 1. 災害時の支援体制づくり

避難行動要支援者支援制度の普及、地域での要配慮者の把握と避難支援の体制づくり、福祉避難所の確保に取り組みます。

#### 2. 高齢者福祉施設の避難体制の確保

要配慮者利用施設（高齢者福祉施設）における避難確保計画作成の推進、高齢者福祉施設の避難確保計画を基にした現地点検の実施、国の交付金等を活用した防災・減災設備の整備支援に取り組みます。

#### 3. 災害・感染症発生に備えた体制づくり

会議・研修会の内容に応じてリモートによる開催、窓口手続きの簡素化・オンライン化を推進します。

災害・感染症発生時は衛生・防護用品が一時的に不足し、サービス提供に支障が生じることから、各事業所での備蓄を働きかけるとともに、本市においても緊急的に提供できるよう、衛生・防護用品の備蓄を行う。

### 目標（事業内容、指標等）

○高齢者福祉施設の避難確保計画作成率

	（現状値）	（R03）	（R04）	（R05）
[目標]	91.6%	100%	100%	100%

指標の説明：避難確保計画作成義務のある高齢者福祉施設のうち、鳥取市に計画を提出した施設の割合

### 目標の評価方法

- 時点
  - 中間見直しあり
  - 実績評価のみ
- 評価の方法
  - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
  - その他の項目は自己評価を行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

## 取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和5年度
----	-------

### (実績評価)

#### 実施内容

##### 1. 災害時の支援体制づくり

避難行動に支援を要する方の情報を地域の支援者や自治会、自主防災会、民生委員に提供し、災害時に要支援者の避難行動を支援する体制づくりを行いました。

[避難行動要支援者支援制度 登録者数] 4,304人

##### 2. 高齢者福祉施設の避難体制の確保

- 対象となる要配慮者利用施設（高齢者福祉施設）から、避難確保計画の提出を確認しました。また、国の交付金等を活用した防災・減災設備の整備支援を行いました。

##### 3. 災害・感染症発生に備えた体制づくり

会議、研修のオンラインでの開催を進めました。

新型コロナウイルス感染症対策のため、衛生・防護用品が一時的に不足する事業所へ衛生・防護用品の提供を行い、サービス継続体制を支援しました。

#### 自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

##### ○ 高齢者福祉施設の避難確保計画作成率

	（現状値）	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	91.6%	100%	100%	100%
[実績]	—	100%	99.1%	100%

#### 課題と今後の取組

##### 1. 災害時の支援体制づくり

- 継続して避難行動要支援者支援制度を市民に周知します。
- 地域による日頃からの避難行動要支援者に対する見守り活動を行っていただけよう啓発していきます。
- 介護支援専門員などの福祉専門職と連携し、個別避難計画の普及について更なる充実を図ります。

##### 2. 高齢者福祉施設の避難体制の確保

- 要配慮者利用施設（高齢者福祉施設）における避難確保計画作成の推進に取り組みます。
- 高齢者福祉施設の避難確保計画を基にした現地点検を実施します。
- 国の交付金等を活用した防災・減災設備の整備支援に取り組みます。

##### 3. 災害・感染症発生に備えた体制づくり

- 新型コロナウイルス感染症が5類移行となりましたが、引き続き事業所は感染予防対策を行う必要があります。感染症集団発生時等には備蓄品している衛生・防護用品の供給を行い、事業所支援を行います。

## 介護保険サービス等 見込量の状況について



# サービス量状況について

## 1. 被保険者数及び認定者数

### (1) 人口及び第1号被保険者数

#### 第1号被保険者等の計画値との比較

(単位：人)

区分	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)
総人口 (推計人口)	185,395	183,645	△1,750	99.1%	184,741	182,163	△2,578	98.6%	184,066	180,123	△3,963	97.8%
第1号 被保険者数	55,486	55,364	△122	99.8%	56,194	55,427	△767	98.6%	56,901	55,758	△1,143	98.0%
前期高齢者	26,936	27,946	1,010	103.7%	26,553	26,976	423	101.6%	26,172	26,161	△11	100.0%
後期高齢者	28,550	27,418	△1,132	96.0%	29,641	28,451	△1,190	96.0%	30,729	29,597	△1,132	96.3%
高齢化率	29.9%	30.1%	0.2%	-	30.4%	30.4%	0.0%	-	30.9%	31.0%	0.1%	-

※実績値は介護保険事業状況報告（3月月報）の数値。

### (2) 要支援・要介護認定者数

#### 要支援・要介護認定者数等の計画値との比較

(単位：人)

区分		令和3年度					令和4年度					令和5年度				
		計画値 (A)	実績値 (B)	対計画増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	出現率 (認定率)	計画値 (A)	実績値 (B)	対計画増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	出現率 (認定率)	計画値 (A)	実績値 (B)	対計画増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	出現率 (認定率)
要支援	1	1,169	1,184	15	101.3%	2.1%	1,193	1,305	112	109.4%	2.4%	1,216	1,247	31	102.5%	2.2%
	2	1,990	1,923	△67	96.6%	3.5%	2,032	1,916	△116	94.3%	3.5%	2,079	1,962	△117	94.4%	3.5%
	計	3,159	3,107	△52	98.4%	5.6%	3,225	3,221	△4	99.9%	5.8%	3,295	3,209	△86	97.4%	5.8%
要介護	1	1,625	1,640	15	100.9%	3.0%	1,665	1,594	△71	95.7%	2.9%	1,705	1,577	△128	92.5%	2.8%
	2	2,223	2,101	△122	94.5%	3.8%	2,283	2,085	△198	91.3%	3.8%	2,340	2,055	△285	87.8%	3.7%
	3	1,582	1,487	△95	94.0%	2.7%	1,625	1,517	△108	93.4%	2.7%	1,673	1,555	△118	92.9%	2.8%
	4	1,534	1,466	△68	95.6%	2.6%	1,581	1,429	△152	90.4%	2.6%	1,629	1,478	△151	90.7%	2.7%
	5	1,168	1,113	△55	95.3%	2.0%	1,203	1,105	△98	91.9%	2.0%	1,233	1,073	△160	87.0%	1.9%
	計	8,132	7,807	△325	96.0%	14.1%	8,357	7,730	△627	92.5%	13.9%	8,580	7,738	△842	90.2%	13.9%
合計	11,291	10,914	△377	96.7%	19.7%	11,582	10,951	△631	94.6%	19.8%	11,875	10,947	△928	92.2%	19.6%	

※実績値は介護保険事業状況報告（3月月報）の数値。

#### 【現状と課題、今後の取組】

○本市の総人口は、計画値を上回る早さで減少している。

第1号被保険者数の増加傾向は計画値より緩やかではあるものの、総人口が計画を上回る早さで減少しているため、高齢化率は見込と変わらない結果となっている。

○要支援認定者数は概ね計画値で推移している。出現率は5.6%～5.8%と一定の水準で推移している。

一方、要介護認定者数は計画では増加を見込んでいたが減少傾向となっている。出現率は13.9%～14.1%と前回の計画時（14.1%～14.5%）より低い水準で推移している。

○今後も重度化防止に向け取り組んでいく。

## 2.介護サービスの利用状況

### (1) 介護サービスの利用者数及び利用回数・日数

サービス区分	単位	令和3年度				令和4年度				令和5年度				
		計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	
居宅サービス	訪問介護	回/月	20,557.8	21,599	1,041	105.1%	21,546.8	20,847	△700	96.8%	22,495.7	21,250	△1,246	94.5%
		人/月	978	973	△5	99.5%	1,018	983	△36	96.5%	1,055	995	△60	94.3%
	訪問入浴介護	回/月	409.7	395	△15	96.3%	431.3	368	△64	85.2%	461.8	360	△102	77.8%
		人/月	80	84	4	104.5%	84	76	△8	90.4%	90	72	△18	79.8%
	訪問看護	回/月	5,724.0	5,119	△605	89.4%	5,985.8	5,152	△834	86.1%	6,265.5	4,922	△1,344	78.6%
		人/月	568	572	4	100.7%	593	585	△8	98.7%	620	559	△61	90.1%
	訪問リハビリテーション	回/月	2,267.2	2,868	600	126.5%	2,361.8	2,896	534	122.6%	2,465.4	3,240	775	131.4%
		人/月	190	232	42	121.9%	198	238	40	120.3%	207	256	49	123.7%
	居宅療養管理指導	人/月	818	870	52	106.4%	856	944	88	110.3%	894	979	85	109.6%
	通所介護	回/月	27,834.7	27,966	131	100.5%	28,897.3	26,516	△2,382	91.8%	29,943.4	26,228	△3,715	87.6%
		人/月	2,309	2,172	△137	94.1%	2,394	2,102	△293	87.8%	2,478	2,076	△402	83.8%
	通所リハビリテーション	回/月	4,887.0	5,077	190	103.9%	5,061.6	4,830	△231	95.4%	5,236.4	4,667	△570	89.1%
		人/月	563	536	△28	95.1%	583	520	△63	89.2%	603	498	△105	82.5%
	短期入所生活介護	日/月	4,681.6	3,734	△948	79.8%	4,891.4	3,571	△1,320	73.0%	5,092.0	3,463	△1,629	68.0%
人/月		398	317	△81	79.6%	415	319	△96	76.9%	431	370	△61	85.8%	
短期入所療養介護	日/月	643.1	353	△290	55.0%	675.5	319	△357	47.2%	704.1	308	△396	43.7%	
	人/月	83	53	△30	63.6%	86	46	△40	53.2%	89	47	△42	52.8%	
福祉用具貸与	人/月	2,693	2,614	△79	97.1%	2,804	2,616	△188	93.3%	2,912	2,581	△331	88.6%	
特定福祉用具販売	件/月	32	35	3	110.2%	32	36	4	111.7%	34	37	3	108.1%	
住宅改修	件/月	38	33	△5	87.1%	39	32	△8	80.8%	39	32	△7	81.8%	
特定施設入居者生活介護	人/月	322	180	△142	55.8%	328	210	△118	64.0%	333	217	△116	65.1%	
居宅介護支援	人/月	4,086	3,883	△203	95.0%	4,235	3,829	△406	90.4%	4,385	3,708	△677	84.6%	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	19	17	△2	88.2%	20	17	△3	83.3%	21	17	△4	80.6%
	認知症対応型通所介護	回/月	1,708.7	1,647	△61	96.4%	1,770.4	1,370	△400	77.4%	1,846.0	1,420	△426	76.9%
		人/月	144	129	△15	89.4%	149	114	△35	76.7%	155	117	△38	75.4%
	小規模多機能型居宅介護	人/月	614	541	△73	88.2%	638	531	△107	83.3%	660	501	△159	75.9%
	認知症対応型共同生活介護	人/月	339	271	△68	80.1%	339	289	△50	85.3%	339	304	△35	89.7%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	167	78	△89	46.8%	170	93	△77	54.8%	170	127	△44	74.4%
	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	人/月	10	10	0	101.7%	10	10	0	100.8%	10	10	0	102.5%
	看護小規模多機能型居宅介護	人/月	58	14	△44	24.7%	58	20	△38	33.8%	58	24	△34	40.9%
	地域密着型通所介護	回/月	6,996.1	5,972	△1,024	85.4%	7,139.9	5,904	△1,236	82.7%	7,417.5	5,786	△1,632	78.0%
		人/月	592	484	△108	81.7%	604	484	△120	80.2%	627	469	△158	74.8%
施設サービス	介護老人福祉施設	人/月	984	976	△8	99.2%	984	967	△17	98.3%	984	982	△2	99.8%
	介護老人保健施設	人/月	737	692	△45	93.9%	737	683	△54	92.7%	737	703	△34	95.4%
	介護療養型医療施設	人/月	0	0	0	---	0	0	0	---	0	0	0	---
	介護医療院	人/月	250	203	△47	81.2%	250	201	△49	80.3%	250	231	△19	92.5%

※実績値は介護保険事業状況報告（年報）の数値。

## (2) 介護予防サービスの利用者数及び利用回数・日数

サービス区分	単位	令和3年度				令和4年度				令和5年度				
		計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	回/月	2.6	0.2	△2	6.4%	2.6	2.1	△1	80.1%	2.6	3.9	1	150.6%
		人/月	1	0	△1	8.3%	1	0	△1	25.0%	1	1	△1	50.0%
	介護予防訪問看護	回/月	1,048.8	853	△196	81.3%	1,064.6	790	△275	74.2%	1,082.8	726	△357	67.0%
		人/月	120	100	△20	83.5%	122	96	△26	79.0%	124	101	△23	81.5%
	介護予防訪問リハビリテーション	回/月	915.5	933	18	101.9%	945.3	1,038	93	109.8%	956.6	1,100	143	115.0%
		人/月	89	80	△9	89.7%	92	97	5	105.3%	93	101	8	108.9%
	介護予防居宅療養管理指導	人/月	66	61	△5	91.8%	67	65	△2	96.4%	69	69	0	100.4%
	介護予防通所リハビリテーション	人/月	261	279	18	107.0%	266	264	△2	99.3%	272	266	△6	97.8%
	介護予防短期入所生活介護	日/月	82	30	△52	36.7%	82	49	△33	59.8%	82	50	△32	61.4%
		人/月	16	7	△9	42.7%	16	9	△7	53.6%	16	10	△6	64.1%
	介護予防短期入所療養介護	日/月	10.2	6	△4	58.0%	10.2	6	△4	59.6%	10.2	5	△6	45.8%
		人/月	3	2	△1	58.3%	3	1	△2	38.9%	3	1	△2	25.0%
介護予防福祉用具貸与	人/月	906	949	43	104.7%	924	966	42	104.5%	946	959	13	101.3%	
特定介護予防福祉用具販売	件/月	23	22	△2	93.5%	23	23	△0	99.3%	24	21	△3	86.1%	
住宅改修	件/月	34	28	△6	81.1%	35	30	△5	86.4%	36	31	△5	87.3%	
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	33	20	△13	60.6%	34	19	△15	54.9%	35	26	△9	74.0%	
介護予防支援	件/月	1,128	1,149	21	101.8%	1,152	1,152	0	100.0%	1,177	1,157	△20	98.3%	
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	回/月	16.7	3	△14	15.0%	16.7	2	△15	9.5%	16.7	2	△14	13.5%
		人/月	3	0	△3	5.6%	3	0	△3	13.9%	3	0	△3	11.1%
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	79	68	△11	86.0%	79	64	△15	81.2%	81	62	△19	76.1%
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	3	2	△1	66.7%	3	1	△2	33.3%	3	0	△3	0.0%	

※実績値は介護保険事業状況報告（年報）の数値。

### 【現状と課題、今後の取組】

○訪問リハビリテーションについて、介護・介護予防ともに計画値を大きく上回った実績となっており、軽度者の症状改善や重度化防止に向けた適切なサービスを取り入れることができていると考えられる。

○福祉用具貸与について、介護予防の実績値が計画値を上回っており、居宅で過ごす時間の増加がサービス利用につながったと考えられる。

○全体的にサービス利用が抑えられており、新型コロナウイルスの影響により利用を控えられた（控えざるを得なかった）可能性が考えられる。

○新型コロナウイルス感染症が5類に移行された令和5年度においても各サービス利用がすぐには回復しておらず、外出を控えたこと等による心身の機能の低下が懸念される。今後の利用状況を引き続き注視するとともに、事業所への情報提供や適切な指導を行い、必要とされるサービスが継続して提供されるよう努める。



## 保険者機能強化推進交付金 等の指標に係る進捗状況に ついて



# ○ 保険者機能強化推進交付金に係る評価指標シート集計表

※赤字：第8期計画における重点施策

項目	I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築							小計
	①地域の特徴把握	②実績のモニタリング	③9期計画作成に向けた各種調査	④自立支援・重度化防止の進捗管理 方策策定・実施	⑤給付適正化の 方策策定・実施	⑥在宅型有料老人 ホーム等の情報活用	⑦要介護者等に対するリハビリテーション提供体制	
R05 鳥取市 【参考】鳥取県内 市町村平均点	20/20	15/20	10/20	15/20	5/20	5/20	5/15	75/135
	15.53	11.84	10.26	17.63	13.68	6.58	2.89	78.42
R04 鳥取市 【参考】鳥取県内 市町村平均点	20/20	5/20		15/20	5/20	5/20	5/15	55/115
	15.26	10.79		16.84	10.79	6.05	2.63	62.36

項目	II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進							小計
	(1)介護支援専門員・介護サービス事業所等	(2)地域包括支援センター・地域ケア会議	(3)在宅医療・介護連携	(4)認知症総合支援	(5)介護予防・日常生活支援	(6)生活支援体制の整備	(7)要介護状態の維持・改善の状況等	
R05 鳥取市 【参考】鳥取県内 市町村平均点	80/100	55/105	100/100	80/100	140/240	50/75	120/300	625/1020
	61.32	69.21	86.05	71.05	131.32	54.74	138.16	611.84
R04 鳥取市 【参考】鳥取県内 市町村平均点	80/100	40/105	100/100	75/100	150/240	45/75	45/180	535/900
	56.05	66.05	85.53	66.84	116.84	48.15	100.27	539.72

項目	III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進							小計
	(1)介護給付の適正化事業	(2)ケアプランの実施状況	(3)医療情報との 突合点検	(4)縦覧点検	(5)福祉用具利用に係るリハ職の関与	(6)有料老人ホームや高齢者住宅における適正なサービス提供確保の対応	(7)介護サービス事業所への実地指導割合	
R05 鳥取市 【参考】鳥取県内 市町村平均点	15/15	20/20	5/20	10/15	20/20	15/20	5/10	90/120
	12.11	14.47	13.16	13.16	7.63	2.37	1.84	64.74
R04 鳥取市 【参考】鳥取県内 市町村平均点	45/45	30/60	15/60	30/45	20/20	15/20	5/10	160/260
	37.89	33.16	43.42	38.68	7.11	2.37	3.16	165.79

## ○ 保険者機能強化推進交付金に係る評価指標シート集計表（前ページからのつづき）

※赤字：第8期計画における重点施策

項目	Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進					合計	評価指標による 交付金配分額
	(2) 介護人材の確保						
	①介護サービス事業者・ 教育関係者との連携	②介護人材定着 に向けた取組	③元気高齢者の活 躍に向けた取組	④文書負担軽減に 係る取組	小計		
R05 鳥取市 【参考】鳥取県内 市町村平均点	0/20 8.42	5/20 3.42	0/20 5.26	19/20 13.16	24/80 30.26	814/1355 785.26	鳥取市配分額 (千円) 19,603
R04 鳥取市 【参考】鳥取県内 市町村平均点	5/20 7.11	5/20 3.95	0/20 4.74	10/20 7.11	20/80 22.91	770/1355 790.78	鳥取市配分額 (千円) 28,213

※平均点の合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。（以下同じ）

## ○ 強化推進交付金・努力支援交付金で特に得点の低かった項目等について

- 本市の得点は昨年度に比べ伸びているが、国配分予算の減、他市町村の得点等により、交付金の配分額は減少している。  
県内市町村平均に比べ、特に得点が低かった項目は以下のとおり。
- ・ II (2) 地域包括支援センター・地域ケア会議（推進・努力）  
指標：体制充実による適切な包括的支援事業を実施しているか。  
地域ケア会議の検討割合、地域課題を明らかにし提言しているか。等
- ・ II (7) 要介護状態の維持・改善の状況等（推進・努力）  
指標：軽度（要介護1, 2）、中重度（要介護3～5）の平均要介護度の変化率、変化率の差。厚労省が統計データを見て算出採点。
- ・ III (2) 介護人材の確保  
① 介護サービス事業者・教育関係者との連携（推進）  
指標：介護サービス事業者・教育関係者等との連携体制の構築、取組みの実施、課題整理を行っているか等
- ・ III (2) 介護人材の確保  
③ 元気高齢者の就労的活動の促進（推進・努力）  
指標：多様な人材、介護助手等の元気高齢者の活躍に向けた取組を実施しているか。

## ○ 介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標シート集計表

※赤字：第8期計画における重点施策

I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築		④自立支援・重度化防止の進捗管理 及び未達成目標の改善		⑦要介護者等に対する リハビリテーション提供体制		小計	
R05	鳥取市 【参考】鳥取県内 市町村平均点	15/20	17.63	5/15	2.89	20/35	20.53
R04	鳥取市 【参考】鳥取県内 市町村平均点	15/20	16.84	5/15	2.63	20/35	19.47
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進							
項目	(2)地域包括 支援センター	(3)在宅医療・ 介護連携	(4)認知症 総合支援	(5)介護予防・ 日常生活支援	(6)生活支援体 制の整備	(7)要介護状態の維持・ 改善の状況等	小計
R05	鳥取市 【参考】鳥取県内 市町村平均点	30/60 32.89	20/20 19.74	35/40 33.42	170/320 172.11	120/300 138.16	385/755 408.42
R04	鳥取市 【参考】鳥取県内 市町村平均点	15/60 32.37	20/20 19.21	30/40 29.48	195/320 155.26	45/180 100.27	315/635 349.22
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進							
項目	(2)介護人材の確保 ③元気高齢者の 活躍に向けた取組		小計		評価指標による 交付金配分額		
	R05	鳥取市 【参考】鳥取県内 市町村平均点	0/40 10.53	0/40 10.53	405/830 439.47	24,361 鳥取市配分額 (千円)	
R04	鳥取市 【参考】鳥取県内 市町村平均点	0/40 9.47	0/40 9.47	335/710 378.16	27,305 鳥取市配分額 (千円)		

# 鳥取市認知症施策推進 計画（案）について



# 鳥取市認知症施策推進計画(案)



鳥取市 認知症本人の声  
活動応援サポーター

令和6年12月  
鳥取市





# 計画策定にあたって

## 認知症を自分ごととして考える時代へ／転換期

年齢にかかわらず、自分自身、家族、友人、周りの人、だれもが認知症になる可能性があります。認知症の本人を「支援してあげる」、自分は認知症だから「支援してもらっただけの人」、認知症に関することは「だれかがしてくれる」のではなく、認知症になってからも自分らしい暮らしを続けていくためにどうすればよいか、自分自身が考える時代が来ています。

国では「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」と、法に基づく「認知症施策推進基本計画」がつくられました。国の施策を踏まえつつ、市民一人ひとりが、認知症になってからも希望をもって暮らすことができるまちとするため、認知症について、子どもから大人まで、すべての市民が「認知症は自分にも関係がある『自分ごと』」として捉えることが求められています。

鳥取市らしく「暮らしの身近な場で対話」を重ね、それぞれの力を活かして「連携」し、同じ思い・目的をもって「協働」しながら、市民一人ひとりがこの計画に基づく取組みを実践することが大切です。

本市は計画策定にあたり、認知症に関する事業等を通してさまざまな場面で、市民のみなさんから「自分の暮らしの中で大切にしたいこと」＝「暮らしの中にある“いいね！”」をお聴きしました。その中で、認知症の有無にかかわらず、だれもが「大切にしたい暮らし(“いいね！”あふれる暮らし)」を送りたいという思いを抱いていることを実感しました。

認知症によって暮らしが制限されたり、失われたりするわけではありません。大切にしたい暮らしを諦める必要はなく、続けることができます。この計画は、これからの鳥取市における「新しい認知症観」という新たな価値を創造するスタートとなるものです。



## みなさんからお聴きした、暮らしの中にある「いいね！」



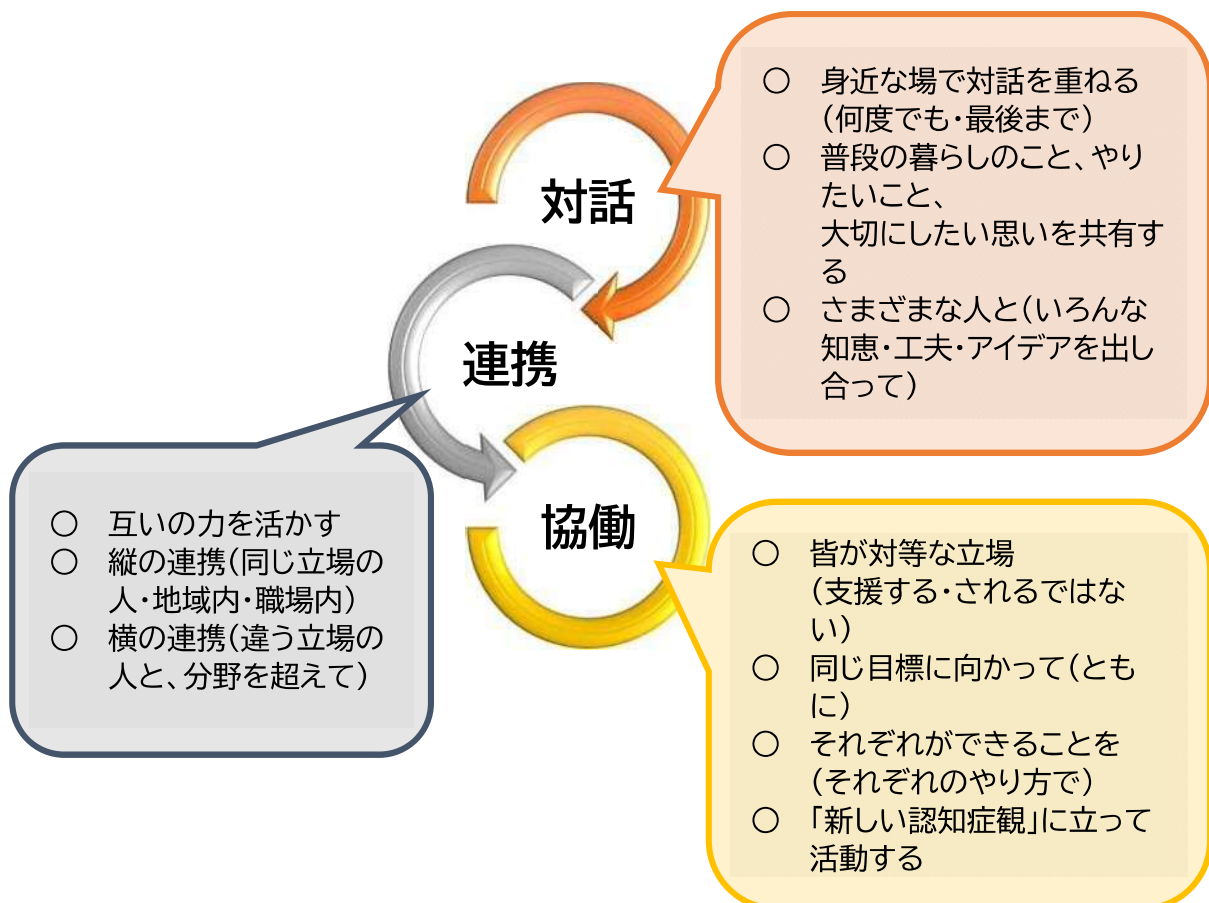
月1回、友達とのランチ会を続けたい！

旅に出る機会を変わらずもちたい。  
一緒に話したり、出かける仲間をつくりたい。

毎日 30 分、近所の神社まで散歩することが  
日課！

お隣さんがごみ当番の日を教えてくれるので、認知症になってからも町内のごみ当番を続けている。

## 鳥取市らしく取組みを实践 ～対話・連携・協働のイメージ～



# もくじ

## 第1章 計画について

1 計画の目的と国の動向	1
2 計画の期間	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画ができるまで	3

## 第2章 めざすすがたと目標

1 めざすすがた	5
2 基本的な考え方	5
3 目標の体系図	6
4 目標と取組み	7
目標1	7
認知症であることや、自分の思いを必要な人に伝えることができる	
目標2	8
本人同士が出会い・つながり、経験や工夫を活かしながらやりたいことに挑戦し続けることができる	
目標3	9
自分自身の暮らしのさまざまな場面でかかわる人とともに考え、暮らしやすい環境を創ることができる	
目標4	10
前向きになれるような良い情報を入手し、心身の状態・住まいの場所にかかわらず自らの意思で決めることができる	

## 第3章 計画の推進・評価

1 計画の推進について	11
2 計画の評価	12

## 第4章 資料

1 鳥取市認知症施策推進計画策定ワーキンググループについて	15
2 共生社会の実現を推進するための認知症基本法	17
3 鳥取市の認知症に関する事業など	19

※この計画では、認知症の人のことを「認知症の本人」あるいは単に「本人」と表記しています。ただし、法令等の用語を引用する際には「認知症の人」と表記していることがあります。

# 第1章 計画について

## 1 計画の目的と国の動向

### 計画の目的

すべての市民が認知症の本人とともに、認知症になってからも希望をもって自分らしく暮らせる鳥取市を創ること

### 国の認知症施策の方向性

#### ◆共生社会の実現を推進するための認知症基本法

国では、令和5年6月、共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年法律第65号。以下「基本法」という。)が成立し、令和6年1月に施行されました。

#### 【基本法の主なポイント】

##### ≪目的(第1条)≫

- 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的に推進
- 共生社会の実現を推進

##### 「共生社会」とは…

認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会

##### ≪基本理念(第3条)≫

全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人

- 人間としての尊厳をベースに
- その人らしさが当たり前大切にされる

認知症の知識に加えて、認知症の人の理解を深める

- 「新しい認知症観」を広めていく

認知症バリアフリーの推進

- 本人も社会の対等な構成員として
- 安心・自立した日常生活を送るために
- 意見表明・社会参画する機会を確保
- 個性と能力を発揮

良質な保健医療・福祉サービス

- 本人の意向を十分に尊重
- 切れ目ないサービスの提供

家族等の支援

- 本人、家族等が地域で安心して日常生活を送るために

研究

- 医学研究に加えて、共生することができる社会環境の整備に関する研究

総合的な取組

- バラバラではなく、さまざまな分野がともに

基本法の概要は、17ページの「第4章 資料2 共生社会の実現を推進するための認知症基本法」をご覧ください。

こちらから、基本法の全文もご覧いただけます



## ◆認知症施策推進基本計画

令和6年12月、基本法に基づく国の認知症施策の基本計画として「認知症施策推進基本計画」が策定されました。

### 【認知症施策推進基本計画の主なポイント】

- 基本法に明記された共生社会の実現をめざす
- 認知症の本人の声を尊重し、「新しい認知症観」に基づき施策を推進する

#### 「新しい認知症観」とは…

認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方

#### 《基本的な方向性》



## 2 計画の期間

この計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間で計画期間とします。

## 3 計画の位置づけ

この計画は、基本法第13条第1項に基づく市町村認知症施策推進計画となるものです。

また、この計画は、第11次鳥取市総合計画を最上位の計画とし、鳥取市地域福祉計画の個別計画として位置づけられる第9期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画において、重点的に取り組むテーマ(事業)の一つである「認知症本人や家族の思いに応える、認知症とともに生きる社会づくり」のための取り組みとして位置づけられています。



## 4 計画ができるまで

### 鳥取市認知症施策推進計画策定ワーキンググループの設置

この計画の策定を認知症に関する取組みの新たなスタートとして、認知症の本人やその家族、企業、関係団体などさまざまな立場の人で構成された「鳥取市認知症施策推進計画策定ワーキンググループ」を設置しました。

それぞれの暮らしの経験や工夫をもとに、認知症になってからも自分らしい暮らしを継続するためにできることについて、対話を重ねました。

鳥取市認知症施策推進計画策定ワーキングの開催状況	
令和6年 3月14日	今後のワーキングにおける検討内容および検討方法
5月16日	今の暮らしのなかにある“いいね！”を集めよう
7月11日	“いいね！”があふれる暮らしを続けていくためにできること・大切なことを考えよう
9月12日	自分たちの計画について考えよう① (計画案に対する意見・アイデアの共有)
10月17日	自分たちの計画について考えよう② (鳥取市なりの新しい認知症観って何だろう？／計画案に対する意見・アイデアの共有)
11月14日	自分たちの計画について考えよう③ (目標を達成するために自分たちにできること／計画案に対する意見・アイデアの共有)

#### ワーキンググループのメンバー

認知症の本人、パートナー、介護保険サービス事業所、企業・医療機関、地区医師会、地域支え合い推進員、地域包括支援センター認知症地域支援推進員など



## さまざまな場面で声を聴く

本市主催の認知症に関する事業や日々の窓口・相談対応、各地域包括支援センターに配置されている認知症地域支援推進員の活動などを通して、認知症の本人や本人にかかわるさまざまな人の暮らしの生の声を聴き、計画に反映しました。

新しい常識を当たり前にするように努力します！（参加者より）



「鳥取市認知症フォーラム 2024」の様子

認知症になってからも働き続けている。会社の人たちに自分は認知症だと伝えていて、上司や同僚が優しく嬉しい。自分が社内で認知症だとオープンにしたことで、他の人も言いやすい社風になっている。（本人より）

認知症になってからも、自分の得意なことで頼られると嬉しい！（本人より）

認知症になってからも、身の回りのことはある程度自分でできるようにしたい。（市民より）

外出中、本人をトイレに連れて行こうとしたが、多目的トイレの場所が少なく、場所も分かりづらかった。もっとトイレの設置数が増えたり、どこにトイレがあるか分かりやすくなると、本人と一緒にもっと楽しく出かけやすくなる。（家族より）



### これまでに聴いた みなさんの声（一部）

認知症になってからも、自分が経験したことを伝えていける場があるといいね。  
（鳥取市認知症施策推進計画策定ワーキングにて）

認知症と診断された初期の頃、自分はまだ認知症カフェに行かなくても良いと思っていた。  
でも、周りが誘ってくれたおかげで、今ではたくさんの仲間ができた！  
（本人より）

認知症になってからも、家族や友達と楽しく過ごしたい！（市民より）

自分の思いを、自分の言葉で伝えられることが大切。（鳥取市認知症施策推進計画策定ワーキングにて）



# 第2章 めざすすがたと目標

## 1 めざすすがた

この計画では、「鳥取市のめざすすがた」を定め、市民のみなさんとともに取り組んでいきます。

めざすすがた

認知症になってからも、自分らしく暮らし続けることができるまち

### 「認知症になってからも」について

認知症になったあとに今後の暮らしについて考え始めるのではなく、今、みなさんが置かれている環境の中で、「認知症になっても大丈夫」と思える環境を創っていく必要があります。それが、自分自身や大切な人が認知症になってからも自分らしく暮らすことにつながります。

## 2 基本的な考え方

また、この計画の取組みは、以下の「基本的な考え方」をベースに進めていきます。

基本的な考え方

市民一人ひとりが「新しい認知症観」を理解し、実践する

認知症になってからも、自ら思いを発信し、工夫しながらできること・続けられることがあるんだ！

基本的人権をもつ一人の人として

認知症になってからも、希望と尊厳をもち、その人らしさを大切にしたい暮らしはできるんだ！

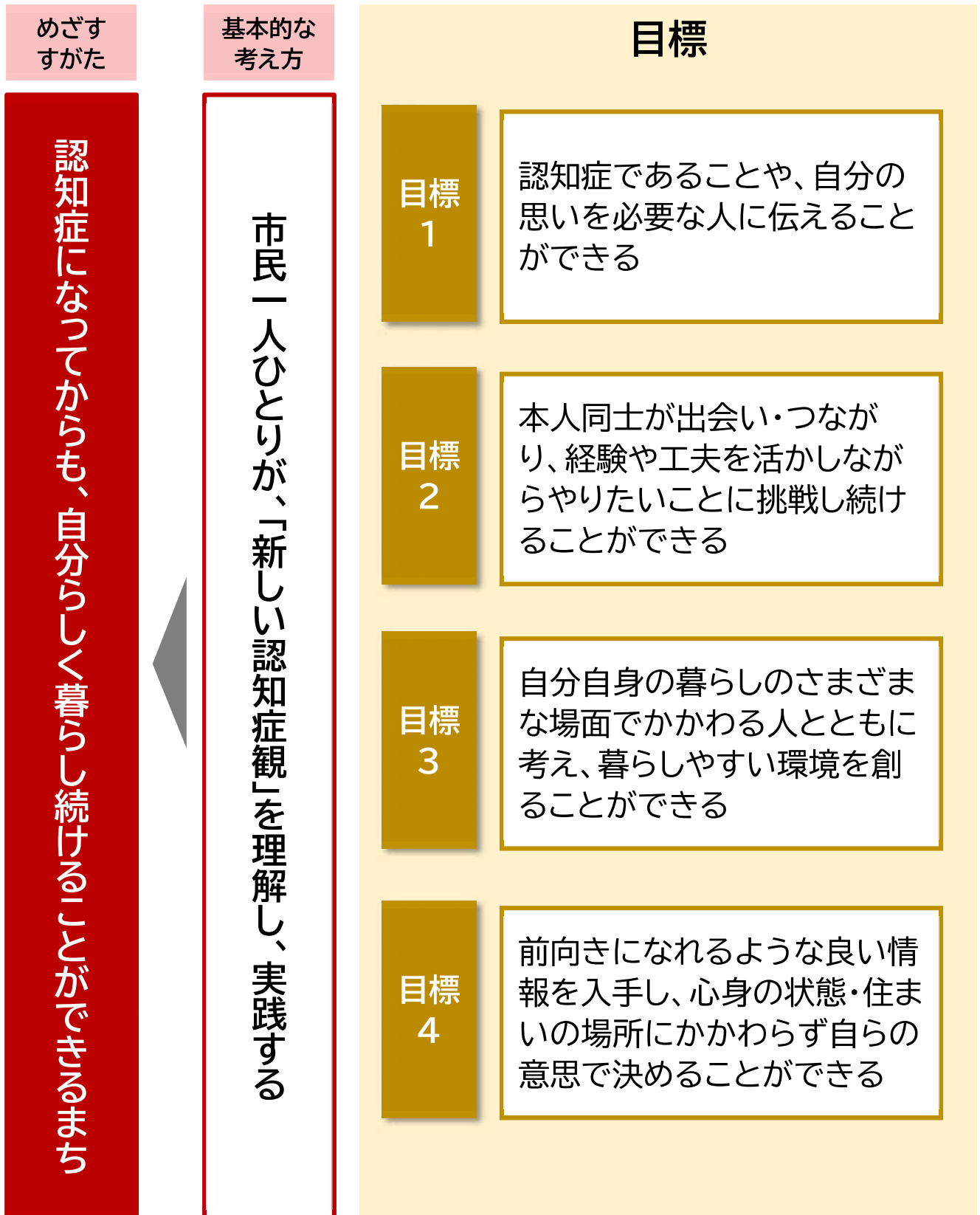
思いと力をもって挑戦し続ける

つながりをもち、地域の一員として役割を果たす

本人の声を聴きながら、すべての市民が暮らしやすくなるよう、認知症の有無にかかわらず一人ひとりが主体的に動こう！

### 3 目標の体系図

めざすがたの実現に向けて、目標1～4は、それぞれをバラバラに進めていくのではなく、各目標を関連づけながら総合的に取り組みを進めていきます。



## 4 目標と取組み

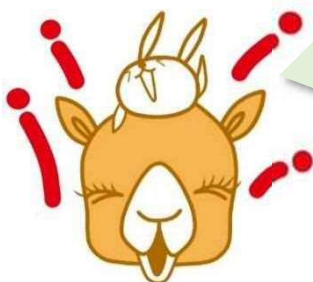
### 目標1

認知症であることや、自分の思いを必要な人に伝えることができる

認知症になった(認知症かもしれないと思った)とき、必要な人に「認知症である(認知症かもしれないと思った)こと」や「日々の暮らしの中で感じる思い・気づき」を伝え、相手も自然に思いを受け止めることは、今後の暮らしを考えるきっかけや後押しとなります。

- 年齢にかかわらず、だれもが認知症になり得ること
- 認知症になってからも自分で物事を決められ、必要に応じて周囲の人の助けも得ながら、自分自身の持つ力を活かし、自分らしく暮らすことができること

これらについて地域や職場などで話し合う機会を増やし、一人ひとりの理解を深めていきます。



ここで言う「必要な人」は家族・親族や友人だけではありません。自分自身の暮らしに欠かせない存在も含まれています。例えば…  
職場の上司や同僚、近所の人、趣味の仲間、よく行くスーパーや馴染みの喫茶店の店員、かかりつけ医、担当ケアマネジャーなど

### 目標達成後のすがた

「だれもが認知症になり得る」「認知症になってからも希望をもって自分らしく暮らすことができる」という考え方が浸透している

認知症とともに生きるすべての人が、暮らしの中で感じる思いを必要な人に話せ、聴いた声を自然に受け止めることができる

### 取組内容

基本法の考え方や、「だれもが認知症になり得ること」「認知症になってからも希望をもって自分らしく暮らすことができること」について、学び合う機会を増やす

学んだことや、自分の思いを、暮らしの身近な場で伝え合う

### 主な評価指標

- 「新しい認知症観」について学び、話し合われた場・回数・内容
- 認知症サポーターの養成、養成講座の開催状況
- チームオレンジ・認知症サポーターの活動状況 など

## 目標2

本人同士が出会い・つながり、経験や工夫を活かしながらやりたいことに挑戦し続けることができる

鳥取市には、認知症になってからも「これまで大切にしてきた暮らしを続ける」「新しいことを始める」など、自分らしく暮らし続けている本人がいます。

認知症になった(認知症になったかもしれない)と分かった早い段階で本人同士が出会い、経験や日々の工夫を伝え合う中で、「認知症になってからもできることがある」「認知症になったからこそできることがある」と自分自身がもっている力に気づくことができます。

前向きにこれからの暮らしを考え、主体的に挑戦する原動力となるピアサポート活動の充実を推進します。

認知症になってからも自分らしく挑戦し続ける本人の姿は、他の本人や、これから認知症になるかもしれない全ての市民の希望です。



### 目標達成後のすがた

本人同士が出会い、つながり続けるための環境がある

認知症の本人が自らの経験や工夫を伝え、それを共有できる機会がある

認知症になってからも、自分のやりたいことを理解し、後押しする仲間がいる

### 取組内容

本人同士が早い段階で出会い、思いを語り合える機会の充実を図る

本人の暮らしにかかわる人同士(家族同士、専門職同士など)が思いを語り合い、気づきや活力を得られる機会の充実を図る

周囲の人の協力を得ながら、身近な場所で自分のやりたいことを実現するための仲間を増やす

鳥取市で暮らす大切な一員として、だれもが意欲を持って活躍できる場を増やす

### 主な評価指標

- おれんじドアとっとりの開催状況
- 認知症の家族によるピアサポートの実施状況
- 認知症本人ミーティングの開催状況
- 認知症カフェの開催状況 など

### 目標3

自分自身の暮らしのさまざまな場面でかかわる人とともに考え、暮らしやすい環境を創ることができる

認知症になってからも、それまでの暮らしがなくなるわけではありません。

暮らしぶりは一人ひとり違いますが、これまで培ったつながりをもち続け、自分自身や周囲の人の力を活かして工夫しながら暮らし続けることができます。

そのためには、すべての市民が、現在の環境が認知症になってからも暮らしやすいかどうかを、自分自身の暮らしのさまざまな場面でかかわる人と考えることが大切です。

一足先に認知症とともに暮らしている本人の声を聴き、本人とともに対話と実践を重ねながら、認知症バリアフリーの推進を行います。



#### 認知症になってからも…

- 今の職場で働きたい
- 馴染みの喫茶店に行きたい
- 近所のスーパーで買い物したい
- 家族や友人・近所の人とつながりながら暮らしたい など

一緒に考えよう！

(家族と、近所の人と、職場の同僚や上司と、スーパーの従業員と…など)

+本人とともに対話

⇒実際に取組み、より良くなるように対話し続ける

#### 目標達成後のすがた

認知症の有無にかかわらず、だれもが今あるつながりをもち続けることができる

認知症になってからも安心して外出することができる

認知症の本人と暮らしにかかわるさまざまな立場の人が、より良い暮らしについてともに考え、その実現に向けて実際に取組むことができる

#### 取組内容

だれもが安心して外出できるための方法を検討する

だれもがより良く暮らせるよう、暮らしにかかわるすべての人が本人とともに継続的に検討できる場を充実させる

#### 主な評価指標

- 認知症本人ミーティングの開催状況
- 認知症高齢者等ご近所見守り応援団協力店の店舗数・状況
- 本人参画ができるような働きかけの有無、状況
- 地域住民や団体、専門職との連携・協働の状況 など



## 目標4

前向きになれるような良い情報を入手し、心身の状態・住まいの場所にかかわらず自らの意思で決めることができる

暮らしの中には、例えば「今日の食事のメニュー」から、医療機関での治療内容・今後の住まいの場所まで、物事を決める場面はたくさんありますが、その一つひとつを「自分で決めていく」ということはとても重要です。

さまざまな情報の中から必要な物事を選択するために、自分自身の望む暮らしについて考え、自分の思いを伝え・必要な人と共有し、意思を表すことが困難になったとしても思いが尊重されるような仕組みを整備します。



今日はこの服が着たい！

自宅で暮らし続けたい

施設でも楽しく暮らしたい

### 目標達成後のすがた

認知症とともに自分らしく暮らすための良い情報が、必要なときに分かりやすく入手できる

これからの暮らしを考える上で迷ったときに、一緒に考え、思いを共有できる人がいる

だれもが希望と尊厳をもって、望む暮らしを継続できる環境が整備されている

### 取組内容

さまざまな媒体や機会を活かして、認知症とともに自分らしく暮らすための良い情報を本人と一緒に発信する

すべての人の意思が尊重されるよう、望む暮らしについて本人とともに考える仕組みを整える

### 主な評価指標

- 認知症ケアパスの普及
- 認知症について「相談したい」と思ってから相談先や受診につながるまでの期間・状況
- 認知症について相談した先・相談件数・内容
- 個別事例に関する会議の実施内容 など

# 第3章 計画の推進・評価

## 1 計画の推進について

すべての市民がこの計画を推進するために、以下のとおりさまざまな場での対話を重ねていきます。

### 日頃から思いを伝え合う

「認知症になっても大丈夫」と思えるまちのあり方、希望をもって暮らすために必要なことなどについて、一人ひとりが暮らしの身近な場で考え、身近な人と思いを伝え合う

認知症になってからも、行きつけの店で買い物したいね！



(例)思いを友人に伝える

### 声や思いを共有・考える

話し合った声や思いを、さまざまな場や事業の中で、暮らしにかかわる人と共有し、工夫を一緒に考える

どうすれば安心して買い物ができるかな？



(例)友人や近所の人などと一緒に考える

### 各地域で具体的なアクションを考え、実践する

- 地域にかかわる人々が集まり、市民一人ひとりの思いを実現するためにも具体的なアクションをともに考え、実践する
- 地域の特性をより活かすために、認知症地域支援推進員が主体となって、地域にかかわる人々が立場を超えてともに考え、実践するためのコーディネートを行う



(例)●●地域にかかわる人々

### 鳥取市認知症施策推進ワーキンググループ(仮称)の設置

認知症の本人や家族、企業、関係団体などで構成された会議を定期的開催し、取組みの共有、実施状況の確認と評価を行い、より良い取組みにつながる提案などについて検討します。

また、認知症地域支援推進員が地域の特性や強み・つながりを活かした活動を展開できるようバックアップを行うとともに、市民一人ひとりの暮らしに反映されるような助言などを行います。



## 2 計画の評価について

計画の評価は、11 ページの「第3章 1 計画の推進について」の中であわせて行います。

数値や事業実績だけでなく、市民一人ひとりが、あるいは地域・職場等において「認知症に関する考え方や振る舞い・行動」がどのように変わったか、「認知症になってからも暮らしやすくなったか」などを、認知症の本人とともに評価していきます。

### 評価指標の一覧

#### 目標1

認知症であることや、自分の思いを必要な人に伝えることができる

「新しい認知症観」について学び、話し合われた場・回数・内容

認知症サポーターの養成、養成講座の開催状況

チームオレンジの設置状況

チームオレンジ・認知症サポーターの活動状況

認知症カフェの開催状況・開催回数及び認知症本人の参加回数

認知症について「相談したい」と思ってから相談先や受診につながるまでの期間・状況

認知症について相談した先・相談件数・内容

地域包括支援センターへ寄せられた相談件数・内容

#### 目標2

本人同士が出会い・つながり、経験や工夫を活かしながらやりたいことに挑戦し続けることができる

おれんじドアとっりの開催状況

認知症の家族によるピアサポートの実施状況

本人参画ができるような働きかけの有無・状況

認知症本人ミーティングの開催状況（場所、参加者数、かかわった人・機関、内容など）

本人の声をもとに生まれた活動や取組の内容・活動等の実現に向けた検討状況

認知症カフェの開催状況・開催回数及び認知症本人の参加回数◆

チームオレンジの設置、活動状況◆

認知症初期集中支援チームの活動状況◆

認知症の人も地域活動に参加した方が良いと思う人の割合

（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の質問項目「認知症の人も地域活動に役割をもって参加したほうが良いと思いますか」に、「そう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合）

### 目標3

自分自身の暮らしの様々な場面でかかわる人とともに考え、暮らしやすい環境を創ることができる

本人参画ができるような働きかけの有無・状況◆

認知症本人ミーティングの開催状況◆（場所、参加者数、かかわった人・機関、内容など）

認知症になってからも暮らしやすい環境を創るために本人とともに検討した場の数・状況

本人の声をもとに生まれた活動や取組の内容・活動等の実現に向けた検討状況◆

認知症高齢者等ご近所見守り応援団協力店の店舗数・状況

認知症カフェの開催回数及び認知症本人の参加回数、運営状況◆

地域住民や団体、専門職との連携・協働の状況

医療・介護事業者へのアンケートによる連携達成度指数の平均値

### 目標4

望む暮らしを実現するために、前向きになれるような良い情報を入手し、心身の状態・住まいの場所にかかわらず自らの意思で決めることができる

認知症ケアパスの普及

個別事例に関する会議の実施回数・内容

地域包括支援センターへ寄せられた相談件数・内容◆

認知症について「相談したい」と思ってから相談先や受診につながるまでの期間・状況◆

認知症について相談した先・相談件数・内容◆

認知症初期集中支援チームの活動状況◆

地域住民や団体、専門職との連携・協働の状況◆

### 目標1～4共通

認知症地域支援推進員の全地域への設置及び維持、活動状況

「認知症になってからも暮らしやすくなった」と感じている認知症の本人および市民の状況

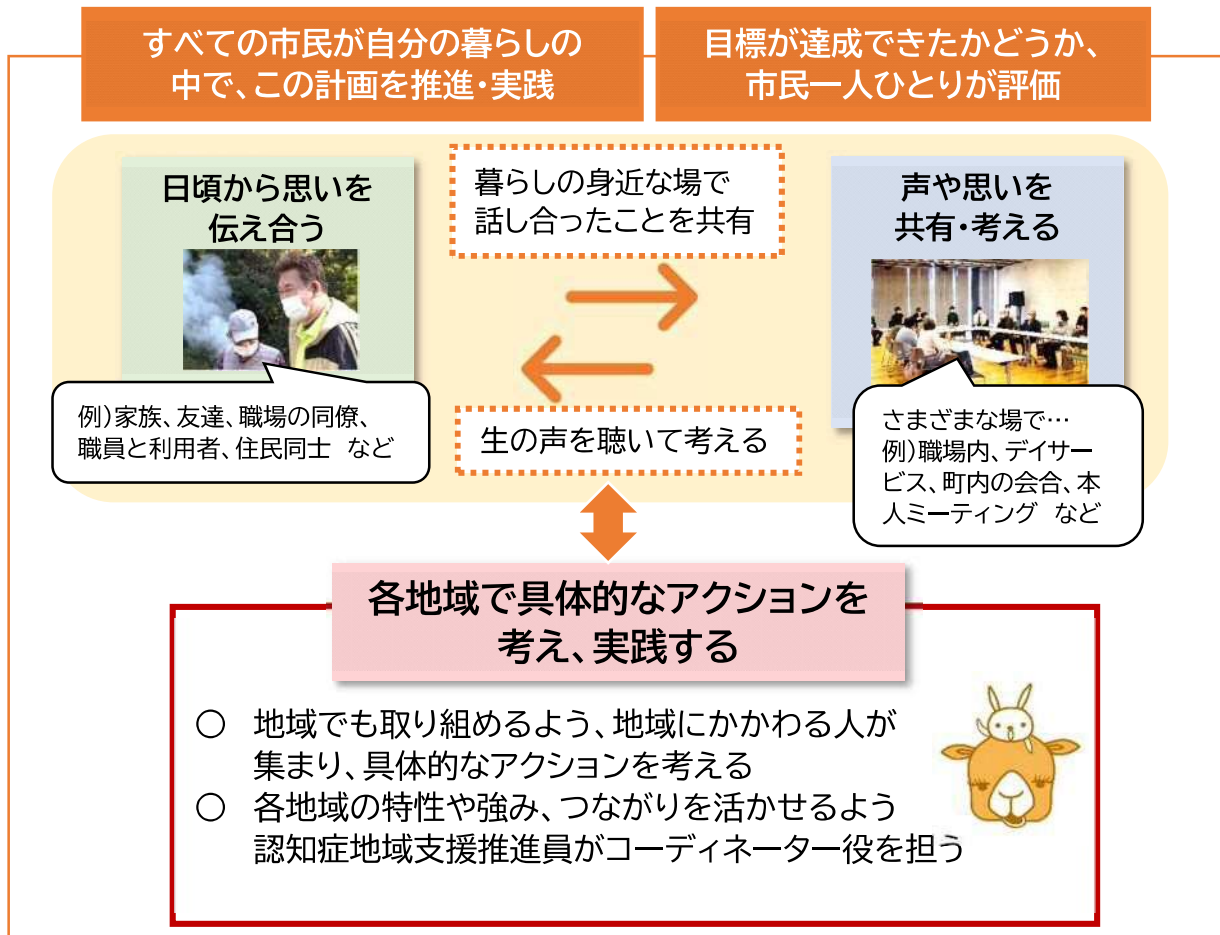
※下線部分は、第9期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画にて  
設定されている成果指標・活動指標などを参考に設定した項目です。

※◆印は、他の目標の評価指標と重複している項目です。



# 計画の推進・評価のイメージ

計画の推進・評価は、本人とともに・対話しながら



会議で検討したことを暮らしの中で実践・評価

話し合った内容や実際の取り組みをその過程も含めて会議で共有・評価

**鳥取市認知症施策推進ワーキンググループ(仮称)の設置**

- 認知症の本人や家族、企業、関係団体などで構成
- 会議を定期的に行う
- 取り組みの共有、実施状況の確認と評価
- より良い取り組みにつながる提案などについて検討
- 認知症地域支援推進員が地域での活動を展開できるようバックアップ・助言

## 第4章 資料

### 資料1 鳥取市認知症施策推進計画策定ワーキンググループについて

#### 鳥取市認知症施策推進計画策定ワーキンググループの設置について

##### 1 目的

令和6年1月施行の共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、本市の実情に即した「鳥取市認知症施策推進計画」(以下、「本計画」)の策定にあたり、認知症の本人(以下、「本人」)や本人にかかわる人々の意見を反映させるため、鳥取市認知症施策推進計画策定ワーキンググループ(以下、「ワーキンググループ」)を設置する。

##### 2 設置主体

鳥取市(事務局:鳥取市中央包括支援センター)

##### 3 ワーキングの内容

- (1)本人の声をもとにした取組・活動等に関する好事例の共有
- (2)本人発信・本人参画に関する検討
- (3)早期相談・早期対応に関する検討
- (4)その他、本計画策定に必要な事項の検討等

##### 4 開催頻度

令和6年3月から同年11月まで(全6回)  
その他、必要に応じて開催

##### 5 ワーキンググループメンバーの構成

###### (1)本人

###### (2)本人にかかわる人々

パートナー※(家族・友人等含む)、介護保険サービス事業所、企業、医療機関、地区医師会、地域支え合い推進員、地域包括支援センター認知症地域支援推進員等

※パートナー:認知症の本人の思いを理解し、  
本人とともに活動する人



## 鳥取市認知症施策推進計画策定ワーキンググループ メンバー

順不同・敬称略

氏名	所属等
藤田 和子	認知症の本人 / 鳥取市認知症本人大使「希望大使」
松本 豊子	認知症の本人 / 鳥取市認知症本人大使「希望大使」
西垣 広信	認知症の本人
野田 和子	認知症の本人
静 子	認知症の本人
井上 美奈子	パートナー
山田 幸夫	パートナー
澤野 しのぶ	パートナー
樋原 勝直	パートナー
谷田 翔	パートナー・小規模多機能居宅介護支援事業所こすもす
西村 映美	パートナー・株式会社ハピネライフケア ハピネのやわらぎ興南
中土井 啓一	パートナー・鳥取湖東地域包括支援センター
徳田 裕一	社会医療法人明和会医療センター 渡辺病院
幾田 扶美子	中安脳神経・内科クリニック
木村 裕一	株式会社 LIMNO(当時)
土海 哲	株式会社 LIMNO
吉澤 俊也	イオンモール株式会社 イオンモール鳥取北
松浦 秀一郎	有限会社サービスタクシー
橋本 涉	鳥取県東部医師会 在宅医療介護連携推進室
國本 あずさ	鳥取県東部医師会 在宅医療介護連携推進室
徳永 豪	鳥取市社会福祉協議会 地域支え合い支援課
鳥取市認知症地域支援推進員	

アドバイザー	
永田 久美子	社会福祉法人浴風会 認知症介護研究・研修東京センター 副センター長兼研究部長

※所属等は令和6年9月現在



## 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

### 1. 目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

### 2. 基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができることにも、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づき研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

### 3. 国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供者の責務を規定

### 4. 認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）



## 5. 基本的施策

- ①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】  
国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策
  - ②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】
    - ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
    - ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策
  - ③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】
    - ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
    - ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策
  - ④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】  
認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策
  - ⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】
    - ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
    - ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを選時にかつ切れ目なく提供するための施策
    - ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策
  - ⑥【相談体制の整備等】
    - ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
    - ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策
  - ⑦【研究等の推進等】
    - ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及等
    - ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等
  - ⑧【認知症の予防等】
    - ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
    - ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策
- ※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

## 6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。  
※ 基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討



## 資料3 鳥取市の認知症に関する事業など

鳥取市で実施(協力)している事業などの一部を紹介します。

詳しくは・・・

「認知症ケアパス(鳥取市認知症相談安心ガイドブック)」をご覧ください。

※鳥取市中央包括支援センターや各地域包括支援センター等で配布しています。

認知症ケアパスのデータはこちらから



鳥取市中央包括支援センターまたは住所地を担当する各地域包括支援センターへお問い合わせください。

地域包括支援センターの連絡先はこちらから



※なお、こちらに掲載している事業などは、令和6年12月時点のものです。

### 認知症地域支援推進員

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、本人の希望を聞き、やりたいことの実現に向け一緒に考え、取り組みます。

本市には、各地域包括支援センターに各圏域を担当する認知症地域支援推進員がいます。

### おれんじドアとっとり

認知症の本人によるピアサポートです。

本人同士の出会いを大切に、本人にとって良い情報を伝えあい、認知症とともに新たな暮らしをスタートできる入り口となる場所です。

個別相談とグループ相談があります。

- とき:毎月第4木曜日
- ところ:渡辺病院南館1階(鳥取市東町三丁目 307 番地)  
または鳥取市役所本庁舎(鳥取市幸町 71 番地)

※とき・ところは変更になる場合があります。



### 認知症本人ミーティング

認知症の本人が集い、本人が主となって、自分の体験や希望、必要としていることを話し、自分たちのこれからのより良い生活、暮らしやすい地域のあり方を一緒に語り合います。

- とき:2か月に1回(日時などの詳細はその都度決めます)

### オレンジカフェ(認知症カフェ)

認知症の本人や家族、地域住民、専門職などのだれもが参加でき、お茶などを楽しみながら気軽に立ち寄れる集いの場です。

介護の相談だけでなく、認知症になってからも安心して暮らし続けることができるよう情報交換をします。

鳥取市内のオレンジカフェの情報・問い合わせ先はこちらからご覧ください。  
詳細は、事前に各カフェにお問い合わせください。



## 認知症家族の集い

認知症の方の家族のピアサポートの場です。

認知症の本人も家族も希望をもって暮らせるよう、家族同士で情報交換をしながら交流します。

- とき:毎月第3金曜日
  - ところ:鳥取市役所本庁舎(鳥取市幸町 71 番地)
- ※とき・ところは変更になる場合があります。

## 認知症高齢者等ご近所見守り応援団協力店登録事業

認知症の本人や家族などが安心して買い物や利用ができるよう、協力してくださる事業所を募集しています。

協力店には「認知症の人にやさしいお店」の目印として、店内のよく見えるところにステッカーを貼っていただいています。

認知症高齢者等ご近所見守り応援団協力店ステッカー



## 認知症サポーター

認知症に関する知識と認知症の本人に関する正しい理解をもち、本人や家族を見守る「応援者」です。その上で、自分ができる範囲の活動を行います。

認知症サポーターには、何かしなければならぬ決まりはありません。

認知症や認知症の本人に関する理解を広めていくこと、近所づきあいの中でさりげなく本人や家族などを見守ることも活動の一つです。

「認知症サポーター養成講座」を受講することで、認知症サポーターになることができます。

オレンジリング(認知症サポーターの証)



## チームオレンジ

国の基本計画によると、チームオレンジは「認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の本人の意向を支援チームの活動に反映する機会を設け、地域ごとに認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み」のことを言います。

本市では、認知症の本人が住み慣れた地域で自分の思いや希望を伝えながら、自分の力を活かして大切にしたい暮らしを諦めることなく続け、社会の一員としてチャレンジすることができるような活動をチームオレンジとして行います。

## 認知症初期集中支援チーム

認知症の本人(認知症かもしれない人)の受診や今後の生活について、医師や保健師、社会福祉士などの専門職がチームを作って、本人と家族が認知症とともにより良く暮らしていける第一歩となる方法を一緒に考えます。

本市では、各地域包括支援センターにチームが設置されています。



## 鳥取市認知症施策推進計画

令和6年12月

発行

鳥取市福祉部長寿社会課 鳥取市中央包括支援センター

〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地

電話(0857)20-3457

## 鳥取市認知症施策推進計画(案) 市民政策コメントについて

- 1 実施期間 : 令和6年12月23日(月)～令和7年1月14日(火)
- 2 意見等の総数 : 3名
- 3 意見等の項目、区分別件数

項目	件数
総件数	8
計画策定にあたって	2
第1章 計画について	
1 計画の目的と国の動向	1
2 計画の期間	
3 計画の位置づけ	
4 計画ができるまで	
第2章 めざすすがたと目標	
1 めざすすがた	
2 基本的な考え方	
3 目標の体系図	
4 目標と取組み	1
目標1 認知症であることや、自分の思いを必要な人に伝えることができる	1
目標2 本人同士が出会い・つながり、経験や工夫を活かしながらやりたいことに挑戦し続けることができる	1
目標3 自分自身の暮らしのさまざまな場面でかかわる人とともに考え、暮らしやすい環境を創ることができる	
目標4 前向きになれるような良い情報を入手し、心身の状態・住まいの場所にかかわらず自らの意思で決めることができる	2
第3章 計画の推進・評価	
1 計画の推進について	
2 計画の評価	
第4章 資料	
その他	

NO	意見	該当項目	回答案
1	<p>認知症の診断を頂いて4年経ちましたが、周囲の方々へ「夫が認知症になりました」とお伝えする勇気が、まだありません。私自身に、隠したい気持ちが潜んでいる表れに違いなく、昔、当たり前に使われていた「ボケ」「痴呆症」という言葉が、いまだ根強く口にされる現実に、気持ちが引いてしまうのでしょうか。</p> <p>認知症は、悲しいことに治療法もお薬もほとんどありません。世の中、これだけ医療が進んでいるのに、この認知症だけは「不治の病」です。さらには「徘徊」という言葉にも、ご家族はどんなお気持ちで耳にされているだろうと思うだけで、苦しくなります。</p> <p>これほど悲しく切ない病気でありながらも、なお、「ボケ」「痴呆」、そして「徘徊」という言葉が日常的に人々に口にされている現実を直視し、◎小・中学生を対象とした正しい認識啓発の機会を設けていくことが不可欠だと思います。</p> <p>このことは、掲げられた目標すべての原点でもあるはずです。</p>	<p>【※計画(案)P7参照】</p> <p>第2章 めざすかたと目標 4 目標と取組み 目標1 認知症であることや、自分の思いを必要な人に伝えることができる</p>	<p>本市では、認知症に関する正しい知識及び認知症の本人に関する正しい理解を深めていただくため、「認知症サポーター養成講座」を、小中学生をはじめとした若い世代へも実施しているところです。 若い世代も「新しい認知症観」を実感できるような学び合いの機会を増やすなど、引き続き取り組んでまいりたいと考えています。</p>
2	<p>今、私は、夫に寄り添い、なんとか今の状態がいつまでも維持できるよう、良し、とされることはなんでも取り組んでいこうと思っております。</p> <p>しかし、ときには徒労感、絶望感、虚無感に襲われ、やたら理由もなく涙することが増えてきました。治ることのない病気。わかっていても、持って行き場のない悲しみと虚しさ、潰れそうになることが度々です。</p> <p>目標2の取組内容に、「本人の暮らしにかかわる人同士(家族同士、専門職同士など)が思いを語り合い、気づきや活力を得られる機会の充実」とありました。</p> <p>最も身近な家族として、思いを語り合える場はとても大切だと痛感する毎日ですが、◎認知症の家族によるピアサポートを、個別の機会を含めて、よりきめ細やかに実施していただきたいと願います。</p> <p>治療法のない病だから、という諦めの中で互いに慰め合うのではなく、最新医療の情報共有を含めて、家族がひと握りでも希望を持てるようなピアサポートの場を、と願います。</p>	<p>【※計画(案)P8参照】</p> <p>第2章 めざすかたと目標 4 目標と取組み 目標2 本人同士が出会い・つながり、経験や工夫を活かしながらやりたいことに挑戦し続けることができる</p>	<p>家族も本人とともに希望をもって暮らし続けられるよう、「認知症家族の集い」の開催等、家族同士のピアサポートの機会の拡充に引き続き取り組んでいきます。</p>
3	<p>行政および事業者をはじめとする民間団体そして住民に、この「新しい認知症観」をいかに普及・浸透するかということが、これから5年間の重要課題の1つだと思います。</p> <p>鳥取市の「施策」の推進計画ですから、この点について、鳥取市がどのような施策を実施するか、この「施策推進計画」の中でもそれを示すことが必要だと思います。</p> <p>その一例ですが、この計画を策定するにあたって「聴いたみなさんの声」の中に、「多目的トイレの場所が少なく、場所も分かりづらかった。もっとトイレの数が増えたり、どこにトイレがあるかわかりやすく」というのが記されています。</p> <p>こうした課題に鳥取市としてどのような施策を講じるか、それ示すのが「施策推進計画」というものだと思います。</p>	<p>【※計画(案)P7～10参照】</p> <p>第2章 めざすかたと目標 4 目標と取組み</p>	<p>この計画は、新しい認知症観の普及・浸透を図るための施策について、「第2章 4 目標と取組」の各目標における取組内容や評価指標を位置づけています。 施策の推進に向けて、認知症の本人を含めたさまざまな立場の人と対話を重ねながらともに検討・実践・評価しながら取り組んでいくこととしています。</p>

4	<p>目標4に、「意思を表すことが困難 になったとしても思いが尊重されるような仕組みを整備します」とあります。</p> <p>とても大事なことだと思いますが、この理解者を増やしていくのは難しいことでもあります。</p> <p>そこで、いくつかの事例を提示しながら説明すると、理解が進みやすくなると思います。啓発パンフレットのようなものを作成して、この「推進計画」の普及・浸透を図っていただきたいと思っています。</p>	<p>【※計画(案)P10参照】</p> <p>第2章 めざすすがたと目標</p> <p>4 目標と取組み</p> <p>目標4 前向きになれるような良い情報を入手し、心身の状態・住まいの場所にかかわらず自分の意思で決めることができる</p>	<p>認知症の本人の声を聴きながら、分かりやすい内容となるよう工夫を行い、ご提案いただいた事例を提示する等の様々な方法で本計画の普及・浸透を図っていきます。</p>
5	<p>「鳥取市らしく」とか「本市の実情に即した」とありますが、具体的にどういことを示しているのか、わかりません。</p> <p>本市の実情に即した「認知症施策推進計画」とは、どのようなものでしょうか。それはこの「施策推進計画」のどの内容に反映されていますか。</p>	<p>【※計画(案)表紙裏(ページ外)参照】</p> <p>計画策定にあたって</p>	<p>本市では、これまでも認知症の本人を含めたさまざまな立場の人と対話を重ねながら取組を展開しており、これが「鳥取市らしさ」であると考えます。</p> <p>これについて、本計画で掲げた各目標の達成に向けて対話・連携・協働しながら取り組んでいくこととして、計画全体に反映させています。</p>
6	<p>・計画策定にあたって</p> <p>認知症の本人を「支援してあげる」、自分は認知症だから「支援してもらっただけの人」、認知症に関することは「誰かがしてくれる」のではなく……</p> <p>上記の文言がなぜ今表現されるのかと思いました。認知症の人の尊厳や意思決定支援などを言われるようになって久しくなる。支援者の思い上がりのような気がします。</p> <p>実際には、ピアサポート、本人ミーティング、本人ワーキンググループの活動に取り組まれています。</p>	<p>【※計画(案)表紙裏(ページ外)参照】</p> <p>計画策定にあたって</p>	<p>認知症に関する新しい考え方については、本計画や、国の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行を契機に、より一層の普及・浸透を図ることが重要と考えております。</p> <p>今後も認知症の本人の尊厳や思いが尊重されるよう、ピアサポート活動、本人ミーティング等の充実に取り組んでまいります。</p>
7	<p>・第1章 計画について</p> <p>基本理念(第3条)7項目あり、右側に記載に具体的にわかりやすく解釈されているように思いますが、元は法律なのでもっと丁寧な表現が望ましいのではないのでしょうか。</p> <p>例えば、人間としての尊厳をベースに。本人も社会の対等な構成員として。本人、家族などが地域で安心して日常生活を送るために。バラバラではなく、さまざまな分野がともに。等がうたわれているが文章の締めが無い。</p>	<p>【※計画(案)P1参照】</p> <p>第1章 計画について</p> <p>1 計画の目的と国の動向</p>	<p>より分かりやすく丁寧な表現となるよう、国の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法 解説版」(令和6年12月発行)の内容を踏まえて修正します。</p>
8	<p>・目標4</p> <p>前向きになれるよう良い情報を入手し……。良い情報とは:誰の視点か、誰が判断するか抽象的に感じる。良い情報の良いは文章に必要でしょうか?</p>	<p>【※計画(案)P10参照】</p> <p>第2章 めざすすがたと目標</p> <p>4 目標と取組み</p> <p>目標4 前向きになれるような良い情報を入手し、心身の状態・住まいの場所にかかわらず自分の意思で決めることができる</p>	<p>「良い情報」は、認知症の本人が自分らしく暮らすために、自分自身が前向きになれる情報のことを指しています。</p> <p>ご意見を参考に、「自分自身にとって前向きになれるような良い情報を入手し～」に修正します。</p>

# 地域包括支援センターの 運営について





## 地域包括支援センターの運営について

### ①運営状況報告

#### 【本市の地域包括支援センターの概要】

##### (1) 地域包括支援センターの設置状況

名称	担当圏域	設置日	運営法人
鳥取市中央 包括支援センター	基幹型 全域を総括	令和4年4月1日	直営
鳥取北 地域包括支援センター	北中、中ノ郷 中学校区	令和2年10月1日	社会福祉法人 こうほうえん
鳥取西 地域包括支援センター	西中学校区	令和2年10月1日	社会福祉法人 あすなる会
鳥取東 地域包括支援センター	東中学校区	令和2年10月1日	社会福祉法人 鳥取福祉会
鳥取南 地域包括支援センター	南中学校区	令和3年11月1日	社会福祉法人 鳥取福祉会
鳥取桜ヶ丘 地域包括支援センター	桜ヶ丘中学校区	令和3年11月1日	社会福祉法人 鳥取福祉会
鳥取高草 地域包括支援センター	高草中、江山学園、 湖南学園校区	令和4年1月1日	社会福祉法人 賛幸会
鳥取湖東 地域包括支援センター	湖東中校区	令和5年10月1日	社会福祉法人 こうほうえん
鳥取市南部 地域包括支援センター	河原中、 千代南中学校区	令和元年6月1日	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会
鳥取市西部 地域包括支援センター	気高中、鹿野学園、 青谷中学校区	令和2年10月1日	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会
鳥取市東部 地域包括支援センター	国府中、 福部未来学園校区	令和4年4月1日	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会

##### (2) 職員配置（1ヶ所当たりの原則配置数）

保健師等1名、社会福祉士1名、主任介護支援専門員1名

### (3) 担当業務

- ①総合相談支援業務（さまざまな相談への対応等）
- ②権利擁護業務（高齢者の後見的支援、虐待防止の取組み等）
- ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護支援専門員に対する支援、地域のボランティアなど様々なネットワークの構築等）
- ④介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）  
（要支援者及び事業対象者の介護予防ケアプランの作成）
- ⑤介護予防普及啓発業務（出前講座や教室を開催し、高齢者の介護予防の知識の普及や取組み活性化に向けた支援）
- ⑥地域ケア会議推進事業（自立支援や介護予防・重症化防止に資するケアマネジメントの充実・強化に向けた取組み等）
- ⑦その他高齢者や家族等の支援業務（認知症施策、家族の交流等）

## 1 総合相談・支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしく生活していくために、どのような支援等が必要か幅広く把握しながら、地域の適切な機関、制度、サービス利用などにつなげる支援を行います。

### (1) 窓口・電話相談

各地域包括支援センターでは、地域の高齢者やその家族などからのさまざまな相談を面接、電話等で受け付けています。

### 【地域包括支援センターの事業実績】

○相談件数の推移

(件)

年度 包括名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鳥取中央		4, 452	1, 948	1, 118	866
鳥取北		655	431	741	868
鳥取西		1, 674	2, 231	996	923
鳥取東		716	532	521	902
鳥取南			248	570	523
鳥取桜ヶ丘			61	563	863
鳥取湖東		2, 376	1, 837	1, 012	497
鳥取高草			162	480	642
鳥取市東部				387	422
鳥取市南部		1, 136	259	625	316
鳥取市西部		1, 201	574	450	748
合計	9, 542	12, 210	8, 283	7, 463	7, 570

## (2) 訪問活動

相談者などの状況等に応じて地域包括支援センターの職員が地域、居宅、施設、病院などに積極的に訪問します。これは、相談者の来所が困難であるという場合以外にも、相談者の生活環境、日常生活の正確な把握、各関係機関などとの連携・調整などにより、相談者のニーズにより即した支援を行うために実施しているものです。また、これに併せて安否確認や状況確認、情報提供、各種福祉サービスの申請受付等も行っています。

### 【地域包括支援センターの事業実績】

○訪問件数の推移

(件)

年度 包括名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鳥取中央		5, 181	864	196	217
鳥取北		1, 340	595	715	768
鳥取西		777	567	577	390
鳥取東		706	233	276	517
鳥取南			178	594	634
鳥取桜ヶ丘			106	659	901
鳥取高草			78	423	467
鳥取湖東		2, 252	676	362	214
鳥取市東部				330	245
鳥取市南部		1, 146	344	496	333
鳥取市西部		2, 192	762	492	615
合計	12, 424	13, 594	4, 403	5, 120	5, 301

## 2 権利擁護業務

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者等が、地域で安心して尊厳のある生活が送れるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行うものです。事業の内容としては、高齢者虐待の防止及び対応、消費者被害の防止及び対応、判断能力を欠く状況にある人への支援等があります。

### 権利擁護相談

総合相談支援業務の中には、「やむを得ない事由」による老人福祉施設への措置、「高齢者虐待」、「複合化、複雑化した支援困難事例」、「消費者被害」など「権利擁護」の視点に基づいてかかわることが必要な相談も増えています。地域包括支援センターでは、社会福祉士が業務に必要な実践的な知識・スキルの習得に努めながら、これらの権利擁護相談に対応しています。

#### 【地域包括支援センターの事業実績】

○権利擁護相談件数の推移

(件)

年度 包括名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鳥取中央		222	38	66	47
鳥取北		24	3	34	45
鳥取西		290	418	42	54
鳥取東		30	11	20	14
鳥取南			3	21	25
鳥取桜ヶ丘			1	15	38
鳥取高草			0	18	22
鳥取湖東		125	115	42	21
鳥取市東部				9	34
鳥取市南部		9	0	14	14
鳥取市西部		21	17	23	17
合計	653	721	606	304	331

### (1) 成年後見制度の活用

本人や家族・親族、関係機関等からの相談や実態把握によって、認知症等により判断能力が低下し、契約行為等が困難と考えられる高齢者については、権利擁護の観点から成年後見制度（後見、補佐、補助の各類型）の利用が円滑に行われるよう積極的に支援しています。特に、親族の申立てが困難な方については市長申し立てを行っています。

【地域包括支援センターの事業実績】					
○成年後見制度の市長申し立て件数の推移 (件)					
年度 包括名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鳥取中央		14	3	0	0
鳥取北		2	4	10	5
鳥取西		2	4	4	1
鳥取東		2	4	2	4
鳥取南			0	4	10
鳥取桜ヶ丘			0	7	0
鳥取高草			2	6	3
鳥取湖東		6	5	0	0
鳥取市東部				2	1
鳥取市南部		1	1	4	3
鳥取市西部		1	0	0	4
合計	33	28	23	39	31

## (2) 高齢者虐待対応事業

窓口相談等を通じて把握された高齢者への虐待について、訪問等による調査を行い、必要に応じて分離等を行うなど適切な支援につながるよう対応しています。

### 【地域包括支援センターの事業実績】

○高齢者虐待の相談件数の推移（重複あり） (件)

年度 包括名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鳥取中央		158	27	21	10
鳥取北		14	9	18	6
鳥取西		217		17	21
鳥取東		23	12	7	11
鳥取南			2	7	7
鳥取桜ヶ丘			0	6	12
鳥取高草			1	10	19
鳥取湖東		39	12	25	12
鳥取市東部				1	8
鳥取市南部		0	0	1	7
鳥取市西部		7	13	6	5
合計	435	458	229	119	138

### 【地域包括支援センターの事業実績】

○高齢者虐待の相談・通報受理件数、虐待認定件数の推移 (件)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受理件数	50	52	43	43	52
認定件数	23	26	23	17	20

### 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

#### (1) 地域の関係機関との連携

支援の必要な認知症の高齢者や、単身高齢者を早期に発見し、支援していくためには、地域の民生委員、介護保険事業者、医療機関等の福祉保健関係者らのネットワークの構築が不可欠です。主治医や介護支援専門員、リハビリ専門職などの多職種協働のほか、民生委員や地域の福祉関係者と連携し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援に取り組んでいます。特に民生委員との関係については、定例会などへの出席を通して、顔の見える関係を維持していくことで、情報の共有を図っています。

また、東部地区在宅医療介護連携推進協議会が主催する医療や介護に従事する多職種研修会に参加するなど医療・介護関係者との関係づくりに取り組んでいます。

#### (2) 介護支援専門員支援

居宅介護支援事業所及び小規模多機能型居宅介護支援事業所の介護支援専門員を支援するため、困難事例等への対応支援や、スキルアップのための事例検討、研修会を開催しています。これらについては、結果的に圏域内の居宅介護支援事業所間のネットワーク構築や、介護支援専門員が圏域内の主任介護支援専門員から相談支援を得る機会の提供にも寄与するものとなるよう計画しています。

#### 【地域包括支援センターの事業実績】

○介護支援専門員支援状況の推移

(回)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護支援専門員への研修等件数	25	11	11	43	45



#### 4 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

##### （1）要支援者等の介護予防ケアプラン作成

地域包括支援センターでは、指定介護予防支援事業者として、要支援者（「要支援1」・「要支援2」に認定された方）の介護予防ケアプランを作成しています。

また、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）における要支援者及び事業対象者の介護予防ケアプランを作成しています。なお、居宅介護支援事業所に委託している介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関しては、主任介護支援専門員が確認し、自立支援型や目標志向型のプランとなるよう助言を行っています。

##### 【地域包括支援センターの事業実績】

○介護予防ケアプラン作成状況の推移

(件)

年度 包括名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鳥取中央		9, 314	3, 855	0	0
鳥取北		1, 728	3, 479	3, 304	3, 311
鳥取西		1, 101	2, 155	2, 048	2, 019
鳥取東		872	1, 856	1, 798	1, 839
鳥取南			769	2, 555	2, 783
鳥取桜ヶ丘			469	1, 221	1, 057
鳥取高草			369	2, 488	2, 588
鳥取湖東		4, 965	4, 540	2, 506	2, 364
鳥取市東部				1, 178	1, 027
鳥取市南部		1, 517	1, 505	1, 717	1, 744
鳥取市西部		3, 433	3, 056	2, 946	2, 852
合計	22, 794	22, 930	22, 053	21, 761	21, 584

## (2) 居宅介護支援事業所への委託状況

要支援者の介護予防ケアプランは、主に地域包括支援センター（指定介護予防支援事業者）が作成していますが、業務の一部を居宅介護支援事業所の介護支援専門員に委託しています。

### 【地域包括支援センターの事業実績】

○地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への介護予防ケアプラン委託件数の推移  
(件)

年度 包括名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鳥取中央		3, 831	1, 386	0	0
鳥取北		544	929	793	652
鳥取西		560	914	706	628
鳥取東		250	396	332	325
鳥取南			251	475	408
鳥取桜ヶ丘			207	397	334
鳥取高草			219	611	695
鳥取湖東		2, 258	1, 668	591	501
鳥取市東部				429	345
鳥取市南部		708	534	330	530
鳥取市西部		1, 259	1, 438	1, 240	1, 194
合計	10, 176	9, 410	7, 942	5, 904	5, 612

## 5 介護予防普及啓発事業

### 介護予防などの普及啓発活動

いつまでも健康で生活し続けるためには、一人ひとりが健康づくりや介護予防の重要性を理解し、自発的に継続して取り組むことが重要です。介護予防に関する知識の普及啓発をするため、講演会の開催や、運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室等を開催しています。

また、中央包括支援センターに配置された理学療法士とともに、運動機能の維持向上に重点をおいた普及啓発活動にも取り組んでいます。

【地域包括支援センターの事業実績】					
○介護予防などの普及啓発事業の推移 (回)					
年 度 包括名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鳥取中央		8	6	11	9
鳥取北		1	5	6	35
鳥取西		2	3	6	11
鳥取東		4	3	31	37
鳥取南			5	25	30
鳥取桜ヶ丘			1	17	42
鳥取高草			0	2	9
鳥取湖東		3	2	6	6
鳥取市東部				2	7
鳥取市南部		14	3	15	14
鳥取市西部		9	6	7	10
小計	95	41	34	128	210
長寿社会課	6	5	3	0	0
健康・子育て推進 課他※	194	175	139	231	261
合 計	295	221	176	359	471

※「他」には、鳥取東保健センター、各総合支所が含まれる。

## 6 地域ケア会議推進事業

地域ケア会議は、『地域の高齢者をはじめとする住民が尊厳を保持した生活を地域で継続できる地域づくり』を目的として開催しています。

1つ1つのケースについて、地域の多職種で検討することで、介護支援専門員をはじめとする参加者全員がともに学び、自立支援に資するケアマネジメントの実践力の向上、地域の顔の見える包括支援ネットワークの構築、地域の高齢者の実態を把握や地域に共通する課題の把握を行っています。

このようにして見えてきた地域課題に対し、他の事業とも連携しながら地域づくり・社会資源の開発や施策などを充実させ、高齢者支援の土台となる社会基盤の整備を進めていきます。

### 【地域包括支援センターの事業実績】

○支援困難ケース検討型の地域ケア会議開催回数の推移

(回)

年 度 包括名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鳥取中央		3	8	0	0
鳥取北		3	3	2	2
鳥取西		1	1	0	1
鳥取東		0	1	3	10
鳥取南			0	0	2
鳥取桜ヶ丘			5	1	8
鳥取高草			0	0	0
鳥取湖東		0	3	0	0
鳥取市東部				0	0
鳥取市南部		1	0	1	0
鳥取市西部		15	3	0	0
合 計	13	23	24	7	23

○自立支援型「地域ケア会議」会議開催回数の推移					(回)
年 度 包括名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鳥取中央		17	10	0	0
鳥取北		5	10	11	12
鳥取西		8	5	6	5
鳥取東		1	5	5	9
鳥取南			2		
鳥取桜ヶ丘			2		
鳥取高草			0	5	6
鳥取湖東		5	5	1	
鳥取市東部				2	4
鳥取市南部		5	4	6	6
鳥取市西部		2	4	6	6
合 計	26	43	43	42	48

※セルを結合したものについては、複数包括によるケア会議の合同実施を計上。

## 7 その他高齢者や家族等の支援事業

### (1) 認知症カフェ

認知症の方やそのご家族の方、また認知症に関心のある方や民生委員、医療・福祉の専門職等が、気軽に集まってお茶を飲みながらおしゃべりしたり、相談したりできる居場所、そして皆の輪が繋がっていく場所として、認知症カフェへの参加や紹介、運営の協力を行っています。

### (2) 鳥取市認知症高齢者等ご近所見守り応援団

認知症になっても安心して暮らすことのできる地域づくりをめざして、認知症の家族を支えるための出前講座の開催や、認知症のために行方不明になる心配のある人の事前登録制度及び地域で認知症の人を見守る協力店の登録を推進しています。

### (3) 認知症初期集中支援チーム

各地域包括支援センターに認知症初期集中チームを設置し、医療と介護の専門職が家族等の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね6カ月）に行い、自立生活のサポートを行っています。

### (4) 認知症サポーター養成講座

認知症の知識だけでなく認知症の人に関する正しい理解を持ち、認知症の本人やその家族等とともに活動する人が増えるよう学校・企業・自治会などに講師を派遣し、出前講座を開催します。

## 地域包括支援センター運営 協議会の持ち方について



## 地域包括支援センター運営協議会の持ち方について

### 1 地域包括支援センター運営協議会とは

包括センターの運営を関係者全体で協議し、適切、公正かつ中立な運営を確保しているかどうかを評価していく場として、市町村（保険者）に地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」）を置くこととしている（介護保険法施行規則第140条の66第2号ロ）。注1)

注1) ロ 地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

### 2 運営協議会の運営体制

これまで本市では、鳥取市介護保険等推進委員会にて地域包括支援センターの運営状況について報告・協議を行ってきました。

運営協議会については、設置基準が定められていますが、実際に運営協議会にどのような構成員を何名置くか、開催の頻度（回数）をどうするのか、分科会を設置するか、介護保険運営協議会を兼ねるか等の詳細については、「保険者」の裁量に委ねられています。「保険者」は、どうすれば運営協議会に期待される役割を果たし得るかを検討し、運営体制等を定めていく必要があります。

#### (1) 設置基準

原則として、市町村ごとに一つの運営協議会を設置しますが、複数の包括支援センターを設置している市町村の場合には、地域の実情に応じて、例えば包括センターごとに設置することも考えられます。複数の市町村により共同で包括支援センターを設置する場合には、運営協議会についても共同で設置することができます。

#### (2) 構成員等

運営協議会の構成員については、次の①～④を標準とし、包括センターの公正・中立性を確保する観点から、地域の実情に応じて市町村長(特別区の区長を含む)が選定します。なお運営協議会には、在宅介護支援センター等の福祉関係団体が参画することが望ましいとされています。

① 介護サービスおよび介護予防サービスに関する事業者および職能団体が推薦する者  
(医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員職能訓練指導員等)

② 介護サービスおよび介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者  
(第1号および第2号)

③ 介護保険以外の地域の社会的資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者

④ 前各号に掲げる者のほか、地域ケアに関する学識経験者

また、運営協議会には会長を置くこととし、会長は、構成員の互選により選任されます。

なお、事務局は鳥取市福祉部長寿社会課、鳥取市中央包括支援センター並びに地域密着



型包括支援センターが協働して行います。

### (3) 役割と所管事務

#### ①役割

運営協議会には、包括支援センターが行う業務の評価を行って意見を述べ、包括センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指す役割が求められています。

運営協議会と包括支援センターは、公正・中立の面に関しては両者の置かれた立場は異なりますが、その一方、適切な運営という面では両者は地域包括ケアの推進に向けて協力し、協働する関係にあるといえます。

この度の改編により地域密着型包括支援センターの所長職にあるものも協議会に参画し、自らの包括支援センターの地域特性を踏まえた事業計画とその評価をすることで、より実効的な協議会にすることを目的としています。

#### ②所管事務

- ・地域包括支援センターの設置等に関すること
- ・地域包括支援センターの行う業務の方針に関すること
- ・地域包括支援センターの運営に関すること
- ・地域包括支援センターの職員の確保に関すること
- ・その他の地域包括ケアに関すること

### 3 運営協議会開催（案）について

開催年度	時期・内容	時期・内容
R6	1月 介護保険等推進委員会 運営協議会の持ち方について（提案）	3月中旬（日にち案） 〔基幹型包括支援センター〕 全体の総括と来年度に向けた構想（10分） 〔地域密着型包括支援センター〕 地域特性と次年度計画（全包括で60分） 〔事務局〕 今後の協議会開催のスケジュールについて
R7	7月 〔基幹型包括支援センター〕 全体の運営状況の説明と総括（20分） 〔地域密着型包括支援センター〕 前年度の評価（全包括で60分） 〔事務局〕 プラン委託先の報告 プロポーザルの実施について	2月 〔基幹型包括支援センター〕 全体の総括と来年度に向けた構想（10分） 〔地域密着型包括支援センター〕 地域特性と次年度計画（全包括で60分） 〔事務局〕 プラン委託先の報告

予算決算状況についても提示

## 鳥取市地域包括支援センター運営協議会設置要綱（案）

### （設置）

第1条 鳥取市における地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な設置、運営を図るため、鳥取市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 運営協議会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項のとおりとする。

（1）センターの設置などに関する次に掲げる事項の承認に関すること

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更

ウ センターの業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施

エ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定

オ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

（2）センターの運営等に関すること

ア 毎年ごとに、センターから次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

（ア）当該年度の事業計画書及び収支予算書

（イ）前年度の事業報告書及び収支決算書

（ウ）その他運営協議会が必要と認める書類

イ センターにおける事業内容を定期的に又は必要な時に評価するものとする。

（3）センターの職員の確保に関すること

（4）その他の地域包括ケアに関すること

### （組織）

第3条 運営協議会は、鳥取市介護保険等推進委員会の委員から選任する。

2 委員は、センターの公正・中立性を確保する観点から、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

（1）介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体が推薦する者

（2）介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者（1号及び2号）

（3）介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者

（4）地域包括ケアに関する学識経験を有する者

（5）前各号に掲げるもののほか、センターの適切な運営体制を確保する観点から市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、鳥取市介護保険等推進委員会の任期を適用する。

2 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 運営協議会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は運営協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第6条 運営協議会の会議は、委員長が招集する。

(意見の聴取)

第7条 運営協議会は、必要があるときは、委員以外の者を委員長が指名し、会議に出席させて意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第8条 運営協議会の事務を処理するため、事務局を福祉部長寿社会課（鳥取市中央包括支援センター）内に置く。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和7年 1月 1日から施行する。

# 地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について

## 「介護保険制度見直しに関する意見」令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会

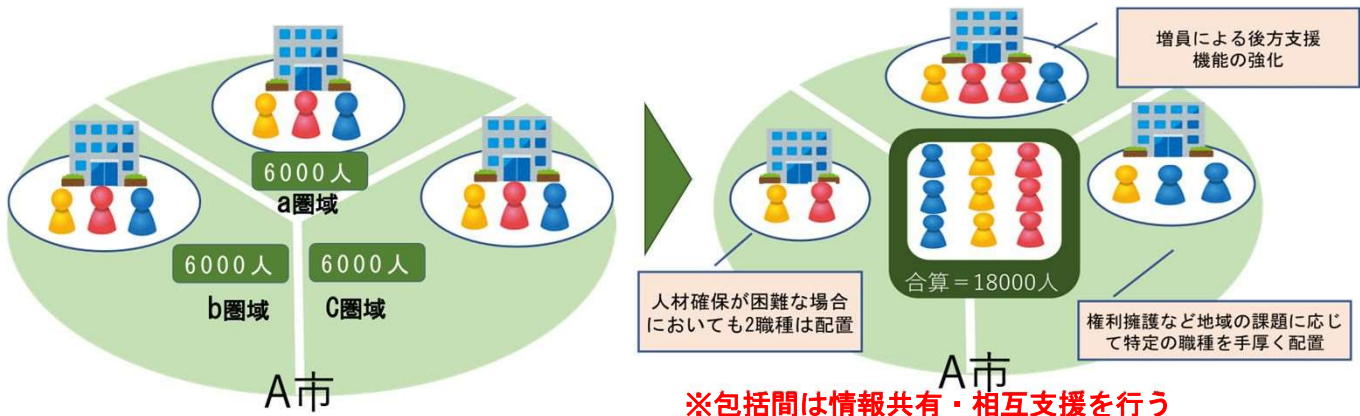
○センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、及び社会福祉士その他これに準ずる者及び、主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定**など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

(参考) 「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月閣議決定）  
 地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能にすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

**介護保険法施行規則の改正**

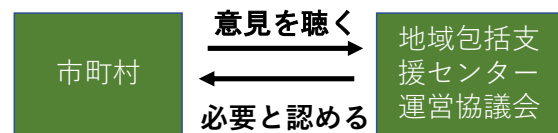
**現行の配置基準は存置しつつ、市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする**

注) 市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



圏域ごとの高齢者数に応じて3職種を均等に配置しており、**人材確保が困難な状況が継続する場合等、センターの効果的な運営に支障を来す**

※包括間は情報共有・相互支援を行う



効果的な包括的支援事業が実施できるよう各センターの役割分担やICTの活用を含めた情報共有・相互支援の具体的な手法を検討

- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施
  - ・センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする（介護保険法施行規則の改正）
  - ・主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が5年以上であるものを追加（通知改正）

## 指定介護予防支援業務の 一部を委託する 指定居宅介護支援事業所 について



## 指定介護予防支援業務の一部を委託する 指定居宅介護支援事業所について

### 1 趣旨

指定介護予防支援業務（介護予防ケアプラン作成等）は、地域包括支援センターが「介護予防支援事業所」として指定を受けて実施しているが、その一部を指定居宅介護支援事業所へ委託できる。（介護保険法115条の23第3項）

地域包括支援センターは、委託先の事業所名称、所在地、委託内容、期間を市（指定権者）に届け出なければならない。（介護保険法施行規則第140条の35第1項及び第2項）

また、指定介護予防支援業務の一部委託については、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会<sup>※1</sup>の議を経る必要があるため（鳥取市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第15条第1項第1号）、令和6年11月30日現在の直近の委託届出の結果について報告するものです。

（注）※1… 本市においては、鳥取市介護保険等推進委員会が、地域包括支援センター運営協議会の事務を所掌しています。

### 2 令和6年度（4月1日～11月30日）の委託届出の結果について

令和5年2月7日開催の本委員会への報告後、新たに地域包括支援センターが市（指定権者）に提出した「指定介護予防支援委託届出書」居宅介護支援センターくろーばーでした。

届出書に記載された33事業所は、すべて指定居宅介護支援事業所であり、委託先として適正な事業所と判断しています。

また、この33事業所に対し、本市の10ヶ所の地域包括支援センターは令和6年11月サービス分（12月審査分）において、461件の介護予防ケアプラン作成等を委託しています。

⇒ 「委託の内訳（地域包括支援センター別）」は、次頁をご覧ください。

## 指定介護予防支援業務の一部を委託する 指定居宅介護支援事業所について

### 1 趣旨

指定介護予防支援業務（介護予防ケアプラン作成等）は、地域包括支援センターが「介護予防支援事業所」として指定を受けて実施しているが、その一部を指定居宅介護支援事業所へ委託できる。（介護保険法115条の23第3項）

地域包括支援センターは、委託先の事業所名称、所在地、委託内容、期間を市（指定権者）に届け出なければならない。（介護保険法施行規則第140条の35第1項及び第2項）

また、指定介護予防支援業務の一部委託については、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会<sup>※1</sup>の議を経る必要があるため（鳥取市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第15条第1項第1号）、令和6年11月30日現在の直近の委託届出の結果について報告するものです。

（注）※1… 本市においては、鳥取市介護保険等推進委員会が、地域包括支援センター運営協議会の事務を所掌しています。

### 2 令和6年度（4月1日～11月30日）の委託届出の結果について

令和5年2月7日開催の本委員会への報告後、新たに地域包括支援センターが市（指定権者）に提出した「指定介護予防支援委託届出書」居宅介護支援センターくろーばーでした。

届出書に記載された33事業所は、すべて指定居宅介護支援事業所であり、委託先として適正な事業所と判断しています。

また、この33事業所に対し、本市の10ヶ所の地域包括支援センターは令和6年11月サービス分（12月審査分）において、461件の介護予防ケアプラン作成等を委託しています。

⇒ 「委託の内訳（地域包括支援センター別）」は、次頁をご覧ください。



② 指定介護予防支援業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業所について

指定介護予防支援委託事業所一覧

【委託する内容】	
1	介護予防サービス・支援計画原案の説明、同意
2	利用申込の受付
3	地域包括支援センター設置者と利用者との契約の締結
4	アクセスメントの実施
5	介護予防サービス・支援計画原案の作成
6	サービス担当者会議の開催
7	介護予防サービス・支援計画原案の説明、同意
8	利用者、サービス提供者事業者との連絡・調整
9	モニタリング
10	評価
11	給付管理業務

No	事業所番号	受託事業所の名称	法人名	所在地	委託する内容											委託期間	介護予防ケアプラン作成等委託件数																												
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		北	西	東	南	桜ヶ丘	高草	湖東	東部	西部	南部																			
					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																		
1	3170101525	あすなろケアプランセンター	社会福祉法人 あすなろ会	鳥取市的場一丁目11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	44	3	12	3	1	6				19
2	3170100022	あすなろ西ケアプランセンター	社会福祉法人 あすなろ会	鳥取市大橋330	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	68	4	18			15	22			9
3	3170100352	福祉会居宅介護支援センター	社会福祉法人 鳥取福祉社会	鳥取市的場二丁目1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	31	2	1	9	10	8			1	
4	3170101038	国府町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市国府町糸谷15-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11			1					10	
5	3170101079	河原町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市河原町渡一木277-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12									12
6	3170101111	佐治町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市佐治町加藤木2171-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1									1
7	3170101152	鹿野町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市鹿野町今市651-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16									16
8	3170101178	青谷町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市青谷町露谷53-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	28									28
9	3170101277	居宅介護支援事業所 風紋館	医療法人 アスピオス	鳥取市立川町五丁目312-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	2	1	2	4					
10	3170100212	居宅介護支援事業所 みやこ苑	医療法人 アスピオス	鳥取市三津1072-307	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5			1		2	2			
11	3151180209	居宅介護支援事業所 ふたば山脇医院	医療法人社団内科小児科山脇医院	鳥取市国府町稲葉丘3-303	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	2	12	4	1	1	1	9		
12	3170101202	居宅介護支援事業所 ひまわり鳥取	社会福祉法人 親誠会	鳥取市桂木784	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8					4			3	1
13	3170100568	橋本外科医院居宅介護支援事業所	医療法人橋本外科内科	鳥取市大社204-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18	7		6	1					4
14	3170101475	ケアプランセンターモみじ庵	㈹ホエム	鳥取市美祇野一丁目70番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17						6	11		
15	3170101848	ハピネ居宅介護支援センター 雲山	(株)ハピネライフケア鳥取	鳥取市興南町124	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11	6	1	1	1					2
16	3151380205	居宅介護支援センター ル・サンテリアン鹿野	社会医療法人 仁厚会	鳥取市鹿野町今市80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23									
17	3170100139	鳥取高齢者介護支援センターはまゆう	医療法人 賛幸会	鳥取市殿部204-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23	1			1					21
18	3170101723	居宅介護支援事業所 きゆうらい	久大建材株	鳥取市古海693-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	3	1	1					5	1
19	3170100121	ニチイケアセンター 鳥取駅前	(株)ニチイ学館	鳥取市的場二丁目86-1 タワシアローズ86-102号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	1								

No	事業所番号	受託事業所の名称	法人名	所在地	委託する内容											委託期間	介護予防ケアプラン作成等委託件数													
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		北	西	東	南	桜ヶ丘	高草	湖東	東部	西部	南部				
20	3170102002	ふしの白寿苑	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野1771番地36	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R6.4.1~R7.3.31	6	1					1	4					
21	3170103539	居宅介護支援事業所さくら	(株) さくら	鳥取市西品治635-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R6.4.1~R7.3.31	31	15	16											
22	3170102408	なないろ居宅介護支援センター	南コトアキ家具	鳥取市二階町二丁目201番地4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R6.4.1~R7.3.31	4	2	2											
23	3170101996	㈱メティコープ とっとり居宅介護支援事業所	(株) メティコープとっとり	鳥取市末広温泉町203番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R6.4.1~R7.3.31	10	5	2	1	2									
24	3170102465	居宅介護支援事業所あらいふ	(株) アドバン	若葉台北六丁目1-9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R6.4.1~R7.3.31	6	1			2	3								
25	3160190124	居宅介護事業所 アースくる	(株) BANG	鳥取市大覚寺150-87	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R6.4.1~R7.3.31	4	2	1					1						
26	3171200078	居宅介護支援事業所すこやか	社会福祉法人やす	鳥取県八頭郡八頭町宮谷123	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R6.4.1~R7.3.31	1												1	
27	3170103521	㈱メティコープとっとり 鹿野居宅介護支援事業所	㈱メティコープとっとり	鳥取市鹿野町今市242番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R6.4.1~R7.3.31	1												1	
28	3170103158	居宅介護支援事業所なりのすな	社会福祉法人青谷福祉会	鳥取市青谷町善田27-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R6.4.1~R7.3.31	3												3	
29	3170200632	ケアプランセンターかわさき	社会福祉法人こうほうえん	米子市南三柳4543-30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R6.4.1~R7.3.31	1												1	
30	3170100733	居宅介護支援センター藤の郷	社会福祉法人だんのさと	鳥取市吉岡温泉町52番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R6.4.1~R7.3.31	13							13						
31	3170103877	居宅介護支援事業所とくよし	(有) 徳古薬局	鳥取市千代水-丁目31番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R6.4.1~R7.3.31	7	5	2											
32	3170104057	鳥取県看護協会 居宅介護支援事業所	社団法人 鳥取県看護協会	鳥取市江津318-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R6.4.1~R7.3.31	2	1						1						
33	3170104271	居宅介護支援センター くろーばー	合同会社ATSUI	岩美郡岩美町岩本1166番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R6.4.1~R7.3.31	3							1			1		1	
					計											461	62	70	25	21	23	71	44	27	82	36				

備考：①受託事業所は、令和6年11月30日現在で契約している事業所を記載しています。  
 ②ケアプラン委託件数は、11月サービス分（12月審査請求分）の給付管理表の作成件数で記載しています。